

市民後見人の活躍の場に関する考察

—— 市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために ——

2024 年度 卒業論文

学籍番号 21SW1038

氏 名 加藤 詩

目次

目次	i
序章 研究の背景および目的	1
第1節 研究の背景	1
(1) 成年後見制度および市民後見人の動向	1
(2) 動機・きっかけ	2
第2節 研究の目的	2
第3節 研究の方法	2
第1章 認知症の人を取り巻く状況と権利擁護における課題	3
第1節 高齢化の進展と認知症の人の増加	3
(1) 高齢化の進展	3
(2) 認知症の人の増加	4
① 認知症とは	4
② 認知症の人の推移	4
(3) 認知症施策の動向	5
第2節 認知症の人に対する権利擁護の仕組みと課題	6
(1) 日常生活自立支援事業とは	6
① 日常生活自立支援事業の誕生	6
② 日常生活自立支援事業の仕組み	6
③ 日常生活自立支援事業における利用者数の推移	7
④ 日常生活自立支援事業における課題	8
(2) 成年後見制度とは	8
① 成年後見制度の誕生	8
② 成年後見制度の仕組み	9
③ 成年後見制度における利用者数の推移	10
④ 成年後見制度における課題	11
第2章 成年後見制度における市民後見人の位置づけ	12
第1節 市民後見人が登場した背景、経緯	12

(1) 市民後見人とは	12
(2) 市民後見人が登場した背景	12
第2節 市民後見人養成研修の概要	13
第3節 市民後見人を取り巻く現状と課題	16
(1) 市民後見人をめぐる現状	16
(2) 市民後見人にまつわる課題	16
第4節 市民後見人における先駆的な事例	17
(1) 大阪市社会福祉協議会の取り組み	17
① 大阪市の概況	17
② 大阪市における市民後見人の始まり	18
③ 大阪市における市民後見人の特色	18
(2) 世田谷区社会福祉協議会の取り組み	19
① 世田谷区の概況	19
② 世田谷区における市民後見人の始まり	19
③ 世田谷区における市民後見人の特色	19
(3) 品川区社会福祉協議会の取り組み	20
① 品川区の概況	20
② 品川区における市民後見人の始まり	20
③ 品川区における市民後見人の特色	21
第5節 市民後見人養成研修修了者が受任に繋がらない要因	22
第3章 中核機関であるX社会福祉協議会職員に対するインタビュー調査	23
第1節 インタビュー調査の概要	23
(1) 調査目的	23
(2) 対象者および所属機関の概要	24
(3) 倫理的配慮	24
(4) 調査内容および方法	24
(5) 分析方法	25
第2節 インタビュー調査の結果	25
(1) インタビュー調査全体の結果	25

(2) 各カテゴリーの分析結果	26
① 市民後見にまつわる基礎知識	26
② 市民後見活動の現状	30
③ 市民後見活動の将来像	34
第3節 考察	38
終章 考察および結論	40
第1節 要約・考察	40
第2節 結論・今後の課題	41
謝辞	42
引用文献	43
参考文献	50
別紙：調査依頼文書	53
別紙：同意書	54
別紙：研究計画書	55

序章 研究の背景および目的

第1節 研究の背景

(1) 成年後見制度および市民後見人の動向

成年後見制度の利用者数は、2019（令和元）年から2023（令和5）年の5年間、増加傾向にあり、合計で249,484人である。開始原因は、認知症が最も多く全体の約62.6%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.8%の順となっている（最高裁判所 2024: 7, 13）。

このような状況のなか、近年においては、資格を持つ成年後見人に加えて、同じ地域に暮らす住民として寄り添い型の支援を行う市民後見人が登場してきた。市民後見人には明確な定義はないが、「自治体、NPO 法人等が研修等を通じて養成した一般市民による成年後見人等」（新井 2006: 6）、「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者」（日本成年法学会 2007: 11）などと定義されている。

成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された2017（平成29）年において、市民後見人養成研修修了者数（累計）は14,140人であり、このうち受任者数は1,379人、受任率としては9.8%となっている（最高裁判所家庭局 2017: 1）。その後、6年経った2023（令和5）年の養成者数（累計）は、23,323人となっており、受任者数は1,904人、受任率8.2%となっており（厚生労働省 2024a: 15）、市民後見人養成研修修了者数は増えているものの、受任率は低下していることが明らかになった。

受任率が上昇しない理由として、厚生労働省が2021（令和3）年に行った「市民後見人実態把握調査」によると、市民後見人が担当できる案件自体が少ない、市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）である点が挙げられている（厚生労働省 2022a: 190）。また、現状では、市民後見人の後見業務を支援する社会福祉協議会等の中核機関が少ないことや、市民後見人として一個人で後見業務を担っていくことへの不安から、市民後見人養成研修修了者が受任に対して消極的になる場合がある。さらに、家庭裁判所や本人の親族等からの社会的信頼度が低いこともあって、一個人が市民後見人として後見活動をすることは困難な状況となっていること等が指摘されている（宮崎 2017: 189）。最近では、市民後見人養成研修や、法人後見支援員養成研修の修了者が年々減少するだけでなく、受講希望者がいない地域もあり（隈本 2020: 203）、市民後見人養成から受任に至るプロセスには、多くの課題があることが明らかとなっている。

(2) 動機・きっかけ

2年次に地域包括支援センターにおいてソーシャルワーク実習を行った際、多職種が集まる事例検討会議に参加した。専門職から見れば、明らかに成年後見人を付けたほうが良いと思われる事例に出会った。本人は、成年後見制度（特に財産管理）に対して抵抗感を抱いており、導入が進まない状況で半年もの時間が経過し、埒が明かない状態だった。

会議では、「専門職の成年後見人」を付けることが前提に話が進んだが、なぜ専門職の成年後見人に限定されているのか疑問に思った。実習先の地域には、昔から続く地縁が残っており、居住者の入れ替わりも少ないため、市民後見人の活用の余地もあるのではないかと感じた。しかし、実習指導者に尋ねたところ、実習先の自治体では、市民後見人の養成には取り組んでいるものの、実際に市民後見人を受任している人はいないことが、明らかになった。そこで、市民後見人養成研修修了者がどのように受任へ繋がるのかについて、卒業研究を通して考察してみたいと考えた。

第2節 研究の目的

本論文の目的は、1)文献研究を通して、認知症の人を取り巻く状況と成年後見制度における市民後見人の現状と課題を整理すること、2)実証研究を通して、市民後見人養成研修修了者が、市民後見人を受任するまでの中核機関の支援体制および取り組みの実際について把握すること、3)研究全体を通して、市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために、今後中核機関に求められる機能・役割のあり方を考察する。

上記の研究目的を設定した理由として、成年後見制度の利用者の多くを占める日本の高齢者の現状を正確に把握した上で、成年後見制度の良し悪しを学び、今後の市民後見人の活用のあり方を考えていきたいからである。

第3節 研究の方法

本研究においては、文献研究および実証研究（中核機関である社会福祉協議会に対するインタビュー調査）を行う。

第1章では、認知症の人を取り巻く状況（高齢化の進展と認知症の人の増加）と、権利擁護の仕組みとして、日常生活自立支援事業および、成年後見制度を取り上げる。第2章で

は、市民後見人が登場してきた背景や、市民後見人における先駆的な事例を取り上げる。第3章では、市民後見人養成研修の実施主体である中核機関（X 社会福祉協議会）に対するインタビュー調査から、市民後見人養成研修修了者が受任に繋がらない要因を明らかにし、今後中核機関に求められる機能・役割について、調査結果から考察する。終章では、論文全体の要約と、今後の課題を述べる。

本論文では、市民後見人養成研修修了者（以下、「養成研修修了者」とする）。

第1章 認知症の人を取り巻く状況と権利擁護における課題

第1節 高齢化の進展と認知症の人の増加

(1) 高齢化の進展

坂本（2024: 35）によると、1970（昭和45）年代から1980（昭和55）年代にかけて、日本はオイルショックによる経済成長の鈍化から、国家財政に占める福祉関連予算も改正を続けてきた。また、1990（平成2）年代初頭から、日本は他国とは比較にならないほど、急速なスピードで高齢化が進展していることがさまざまな調査で明らかになってきた。1956（昭和31）年国際連合の報告書「The Aging of Population and its Economic and Social Implications（人口の高齢化とその経済的・社会的影響）」によると、老年人口（65歳以上人口）比率が4%未満の国を「若い人口」、4%以上7%未満を「成熟した人口」、7%以上を「高齢化した人口」、老年人口比率が7%を超えてなお比率の増加が見られる社会を高齡化社会（aging society）、老年人口比率の増加が収まり不変になった社会は高齡社会（aged society）と定義づけた（坂本 2024: 35）。

内閣府（2024a: 2-3）によると、我が国の総人口は、2023（令和5）年10月1日現在、1億2,435万人となっている。65歳以上人口は、3,623万人となり、高齢化率も29.1%となった。65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,571万人、女性は2,051万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.6である。65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,615万人（男性773万人、女性842万人）で総人口に占める割合は13.0%となっている。また、「75歳以上人口」は2,008万人（男性799万人、女性1,209万人）で、総人口に占める割合は16.1%であり、65～74歳人口を上回っている。我が国の65歳以上人口は、1959（昭和34）年には総人口の5%に満たなかったが、1970（昭和45）年に7%を超え、さらに、

1994（平成6）年には14%を超えた（内閣府 2024a: 2-3）。

2023（令和5）年版高齢社会白書（2024b: 7）によると、日本は、高齢化率7%から14%の倍加年数が24年かかっている。一方ドイツの倍加年数は40年、スウェーデンの倍加年数は85年、フランスは115年となっており（内閣府 2024b: 7）、諸外国に比べて高齢化のスピードが早いことが判明した。高齢化率の推移を確認したところで、続いて認知症の人の将来推計を見ていく。

(2) 認知症の人の増加

本論文においては、「認知症の人」という表現を用いることとする。その根拠としては、2023（令和5）年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で「認知症の人」という表現を用いていること（厚生労働省 2023）、長尾・藤村（2024）、伊東ら（2022）等の研究論文等においても「認知症の人」という表記が見受けられること、さらに、「認知症の人」ではなく「認知症高齢者」とするのは若年性認知症の人が含まれない印象があることなどが挙げられる。

① 認知症とは

日本神経学会（2017: 1）によると、認知症とは、一度正常に達した認知機能が後天的な脳の障害によって持続性に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を言い、それが意識障害のないときにみられる。国際的に広く用いられている認知症の診断基準として世界保健機構による ICD-10 や米国精神学会による DSM-III-R および DSM-IV-TR がある（日本神経学会 2017: 1）。一方、介護保険法によると、認知症とは、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう」（介護保険法 第5条の2）。

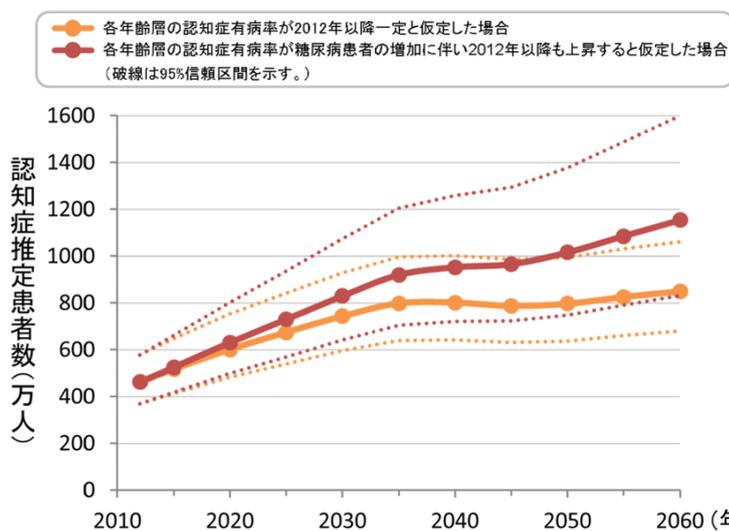
清重（2021: 21）によると、認知症の症状は、第一に、脳に器質的な損傷が生じる（神経細胞が壊れる）、第二に、その結果として直接的に現れる「中核症状」、第三に、中核症状に伴って現れるとされる「周辺症状（心理・行動症状: BPSD Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）」という三段階で捉えられている（清重 2021: 21）。

② 認知症の人の推移

二宮ら（2014）は、将来の認知症の人の推移を正確に推計するため、福岡県久山町を選定

した。久山町住民の年齢・職業構成は、調査開始時から現在に至るまで日本の平均レベルにあり、栄養摂取状況も国民健康・栄養調査の成績とよく一致している。この町においてこれまでに計5回、65歳以上の全住民を対象とした認知症調査を行った。その結果、わが国の認知症の人の数は、2025（令和7）年に約650-700万人、2040（令和22）年に約800-950万人、2060（令和42）年に850-1150万人と時代とともに増加することが予測された（二宮ら2014）。

図表1 認知症の人の将来推計



(出典) 二宮利治 (2014: 7)

(3) 認知症施策の動向

認知症施策の最新動向として、2024（令和6）年12月3日に認知症施策推進基本計画が閣議決定された。認知症施策推進基本計画においては、認知症の本人の声を尊重し「新しい認知症観」（①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に希望を持って自分らしく暮らすことができる。）に基づき施策を推進する。重点目標として、①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している、②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている、③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる、④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる、の4点が挙げられている（内閣官房2024）。

認知症について数値データを確認したところで、第2節では判断能力が不十分な人に対

する権利擁護の仕組みについて見ていく。

第2節 認知症の人に対する権利擁護の仕組みと課題

(1) 日常生活自立支援事業とは

① 日常生活自立支援事業の誕生

社会福祉基礎構造改革が進められる前は、福祉サービスを必要とする人は、行政の権限としての措置によりサービスの利用が決定され、自らサービスを選択することはできなかった（全国社会福祉協議会地域福祉部 2020：115）。

福祉サービスの契約化に舵を切った社会福祉基礎構造改革では、福祉サービスの利用契約を自力で行うことが難しい人々の支援が重視されていた。それは改革の基本的方向として最も重視されている「対等な関係の確立」にとっての「大前提」であった（社会福祉法令研究会 2001：34-35）。その対応策のひとつが、1999（平成11）年に創設された地域福祉権利擁護事業であり、（野田 2022：47）都道府県社会福祉協議会を実施主体として、1999（平成11）年10月に予算補助事業化したものである（松原 2001：39）。2006（平成18）年6月の社会福祉法において「福祉サービス利用援助事業」として社会福祉事業に規定された（松原 2001：39）。地域福祉権利擁護事業は、2007（平成19）年度に日常生活自立支援事業へと名称が改められ、現在は、都道府県・指定都市社会福祉協議会が主体となり、実施されている（全国社会福祉協議会地域福祉部 2020：116）。

② 日常生活自立支援事業の仕組み

日常生活自立支援事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会だが、市町村にある社会福祉協議会等に委託することができる。日常生活自立支援事業の実施を委託されている市町村社会福祉協議会を、「基幹的社会福祉協議会」という（永田 2017：139）。

本事業の対象者は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、日常生活を送るうえで必要な福祉サービスの利用に関して、自分の判断で適切に決定することが困難な人である。同時に、本事業の契約内容について判断し決定できる能力を有していると認められることが必要である。本事業を利用するにあたり、認知症の診断、療育手帳や精神保健福祉手帳などの所持が要件となることはない（全国社会福祉協議会地域福祉部 2020：116-117）。

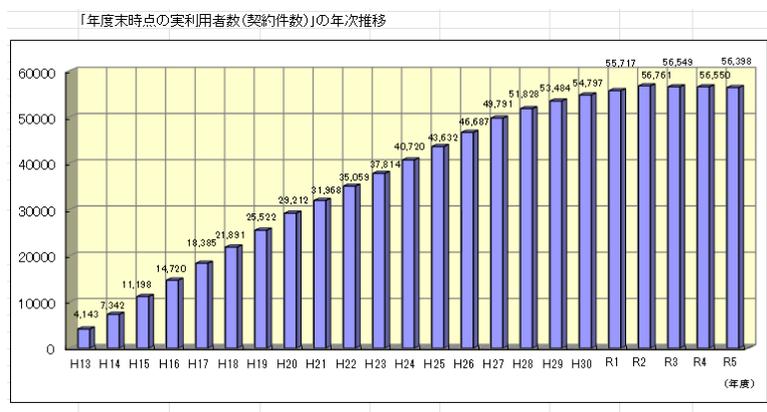
本事業による援助の範囲は、①福祉サービスの利用に関する相談援助、苦情解決制度の利用援助、日常生活上の消費契約や行政手続きの援助、②預金の払い戻し・解約・預け入れ手続きなど利用者の日常生活費の管理、③定期的な訪問による見守り、④預貯金通帳など重要な書類の預かり、である。具体的な援助は、生活支援員と専門員が行う。生活支援員とは、特定の研修を受けたうえで当該都道府県・指定都市社協から認定を受けた地域住民である。（全国社会福祉協議会 2008： 57）。一方、専門員は、市区町村社協の職員が担う。専門員は、生活支援員に対する助言や利用者との事業の契約手続き、生活支援員が行うには責任が重いと思われるような利用者の行政手続きの援助や相談援助などを行う（全国社会福祉協議会 2008： 58）。

なお、利用者は、契約に基づき行われる生活支援員による援助に対して利用料を支払わなければならない。具体的な利用料金については、都道府県・指定都市によって異なり、1回の援助につき、1,000 円のところ、1,600 円/1 回に加えて 30 分ごとに 400 円加算されるところなど様々である（全国社会福祉協議会 2008： 59）。

③ 日常生活自立支援事業における利用者数の推移

日常生活自立支援事業における契約件数の年次推移は図表 2 の通りである。日常生活自立支援事業の利用者数は、2001（平成 13）年から 2016（平成 28）年までは、各年度平均 3,000～3,500 人の増加が見られた。しかし、2017（平成 29）年以降、契約件数は停滞しており、2023（令和 5）年時点では、約 56,000 人が日常生活自立支援事業を利用している（全国社会福祉協議会地域福祉部 全国ボランティア・市民活動振興センター 2023）。

図表 2 日常生活自立支援事業の利用者数の推移



（出典）全国社会福祉協議会地域福祉部 全国ボランティア・市民活動振興センター（2023）

④ 日常生活自立支援事業における課題

山口（2010：144）によると、全国社会福祉協議会が毎月公表している「日常生活自立支援事業実施状況」（以下「月次調査」）によれば、全国的には利用者数が増加傾向にある一方、都道府県間の利用者数格差が拡大している。人口規模の差異があるため単純に比較はできないものの、実利用者が100人に満たない都道府県がある一方、2,000人を越える利用者がある地域もあるなど、実利用者数の実数比は30倍以上、また、人口10万人あたりの相談援助件数と実利用者数では14倍以上の差がある。一方、都道府県内の市町村格差も生じている。1基幹的社会福祉協議会（以下「基幹的社協」）あたりの利用者が100人以上の地域もあれば、数人しか利用していない基幹的社協もある（山口 2010：144）。

また、月次調査によれば、全利用者数の約34%が生活保護受給者であり、都道府県のなかには60%以上が生活保護受給者という地域もある。生活保護受給者の利用料（生活支援員の報酬に充てられる）は本事業の実務費から支出することとしているために、生活保護受給者の利用が増えるほど実務費を圧迫する皮肉な構造になっている。日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討する場合、「申立人がいない」「申立て費用がない」「後見人候補者がいない」などの理由で移行できず、そのまま日常生活自立支援事業を継続している事例もある。市町村行政と協議して市町村長申立てを検討する（成年後見制度利用支援事業を実施する）などの対応が必要である（山口 2010：145）。

日常生活自立支援事業は、成年後見制度とは異なり、本人と社会福祉協議会等が利用契約を締結して行われるものである。そのため、日常生活自立支援事業の利用者は、判断能力が不十分であるものの、日常生活自立支援事業の契約内容に関しては判断できる能力をもっていることが必要となる。一方成年後見制度で後見に相当する方については、契約するだけの能力があるといえない（久保木 2011：221-222）。日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行する目安としては、①判断能力が著しく低下してきた、②入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要となった等が挙げられる（厚生労働省 2020）。続いて、日常的な金銭管理の支援に留まらず、財産管理や身上監護等の支援が必要な人々が利用する成年後見制度を見ていく。

(2) 成年後見制度とは

① 成年後見制度の誕生

わが国の成年後見制度は、2000（平成12）年に大幅に改正され、現代的・合理的な制度に

改められた。その際、ヨーロッパ諸国における福祉政策の基本理念とされている「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション（障害のある人たちも、他の人たちと同じように、家庭でも地域でも生活し活動できるような社会を作ること）」等の理念が取り入れられた（小池 2017: 18）。

従前の民法では、成年後見制度に該当するものとして、禁治産・準禁治産制度があった。禁治産・準禁治産制度は、判断能力が不十分な人の個々の状況に合わせる事が難しく、戸籍に記載されることや、手続きに時間や費用がかかるなどの問題点が指摘され、利用も多くなかった。しかし、急速な高齢化の進展のなか、介護保険制度をはじめとする福祉サービスが措置から契約に基づく利用へと移行し、判断能力の状況から契約行為に支援を必要とする人への対応が求められるようになったことから、実情に即した利用しやすい制度が必要となった。現在の成年後見制度は、「民法の一部を改正する法律」「任意後見法」「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「後見登記法」の成年後見制度等関連四法として成立し、2000（平成 12）年 4 月から施行された（日本社会福祉士会 2022: 2）。

2016（平成 28）年に、成年後見制度利用促進法が施行されたことにより、成年後見制度利用促進計画（以下、「基本計画」という）が策定された。基本計画では、行政が利用促進および権利擁護支援のために地域連携ネットワークおよび中核機関を整備すること、成年後見人等は、地域連携ネットワークと関わり、中核機関の支援を受けることが盛り込まれている（小賀野 2022: 60）。

成年後見制度導入の背景について、柿本（2009: 24）によると、1つ目は、高齢社会により、特に認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者が増大することへの対応である。判断能力が低下した高齢者は、悪質な訪問販売の被害にあうなど財産管理に不安があり、介護保険制度などの福祉サービスの利用や支払いも困難になることから、このような人たちを支援するための制度として導入された。2つ目は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、自立支援のための制度として導入された。3つ目は、フランス（1968 年の「民法典」の改正）、ドイツ（1990 年の「成年者世話法」の成立）などの先進諸国において、高齢者や障害のある人などの自己決定権を尊重する視点から、すでに成年後見制度がスタートしていたことがその背景として挙げられる（柿本 2009: 24）。

② 成年後見制度の仕組み

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、また支援するための制度である。この制度は、自己決定の尊重の理念と本人の保護の理念との調和を目的として、より柔軟にかつ弾力的で利用しやすい制度をめざしている。判断能力の不十分な人は、財産の管理や身上保護（介護サービス利用、施設への入退所などの生活・療養看護について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる。また、悪質な商法の被害にあうなどのおそれもあるといえる（新井 2020: 48）。香山（2020: 8-9）によると、成年後見人が行う業務の中身は、財産管理事務と身上監護事務がある。財産管理事務については、日常的な金銭管理、債務整理、（自己）破産手続等がある。身上監護事務については、施設入所、入院契約等がある（香山 2020: 8-9）。

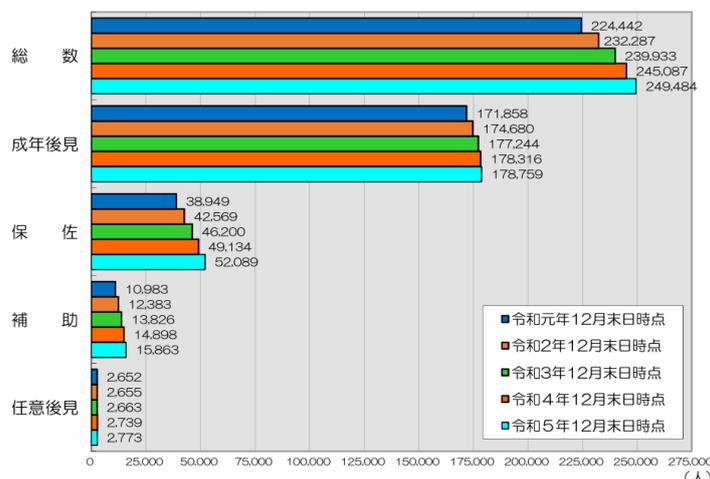
小賀野（2022: 84）によると、わが国の成年後見制度は、大きく、事後的措置である法定後見制度と事前的措置である任意後見制度に分かれる。法定後見制度は、精神上の障害により、本人の事理弁識能力が不十分となった後に利用される制度（事後的措置）であり、本人の事理弁識能力の程度に応じ、後見・保佐・補助に分かれる（3類型）。後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人」とする）は、本人ではなく家庭裁判所により選任され、代理権の範囲も法定されている（民9条、13条、17条）。これに対し、任意後見制度とは、本人に十分な事理弁識能力がある間に、本人が選んだ者（任意後見受任者）との間で、任意後見契約を締結・登記しておき、精神上の障害により本人の事理弁識能力が不十分な状況になった場合に、本人、配偶者、四親等以内の親族又は任意後見受任者の請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときに効力が生ずる制度（事前的措置）をいい、法定後見制度と異なり、本人が任意後見人および任意後見事務の内容を決定することができる（ただし、任意後見監督人は家庭裁判所が選任する）。任意後見制度は諸外国の制度と比較すると、監督機能がある点において優れた制度と評されている（小賀野 2022: 84）。

③ 成年後見制度における利用者数の推移

成年後見制度における利用者数の推移は、図表3の通りである。成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人および被補助人ならびに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。2023（令和5）年時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で249,484人（前年は245,087

人)であり、対前年比約 1.8%の増加となっている。成年後見の利用者数は 178,759 人(前年は 178,316 人)であり、対前年比約 0.2%の増加となっている(最高裁判所 2024)。

図表 3 成年後見制度の利用者数の推移



(出典) 最高裁判所 (2024: 13)

④ 成年後見制度における課題

成年後見制度における課題としては、知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少なく、保佐・補助および任意後見の利用も低調であることから、引き続き、成年後見制度の周知を図る必要がある(厚生労働省 2024b: 50)。

日本成年後見法学会(2010: 94-98)の調査では、①そもそも成年後見制度利用支援事業を予算化していない市町村が存在するだけでなく、制度の運用に大きな地域差があること、②高齢者と障害者が別々の制度であることからくる煩雑さ、③後見報酬が家庭裁判所の専権事項であることから事後的にしか報酬金額が決定せず、報酬助成に要する正確な予算が立てられないといった課題が指摘されている(日本成年後見法学会 2010: 94-98)。

第1章では、諸外国に比べ高齢化率 7%から 14%の倍加年数が 24 年と短く、高齢化率は 29.1% (内閣府 2024) に達していること、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の仕組みとして、日常生活自立支援事業と、成年後見制度を取り上げた。日常生活自立支援事業では、生活保護受給者の利用が増えるほど実務費を圧迫する皮肉な構造となっていることが課題として挙げられ、成年後見制度では、市町村ごとに制度の運用に大きな地域差があることが課題として挙げられた。続く第2章では、本論文の主題である「市民後見人」の誕生、仕組み、課題等を取り上げる。

第2章 成年後見制度における市民後見人の位置づけ

第1節 市民後見人が登場した背景、経緯

(1) 市民後見人とは

永田（2017：178）によると、市民後見人は法律で明確に定義された概念ではない。そもそも日本の民法は、一定の欠格事由を除いて成年後見人の資格を特に定めていないため、親族後見人とか専門職後見人、市民後見人といった区別は実務上のものに過ぎず、その職務範囲や法的責任に違いはない。つまり、いったん成年後見人として家庭裁判所から選任されれば、親族であれ、専門職であれ、市民後見人であれ、果たさなければならない役割は同じである。

そのことを確認した上で、市民後見人とはいかなる存在であるか、広く合意されている共通点として5点を示す（永田 2017：178）。

まず、①弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職ではない一般市民であること、②市町村等が実施する市民後見人養成研修を修了していること、③実際に家庭裁判所から成年後見人として選任されていること、④後見支援組織（実施組織）の管理・支援下にあること、⑤社会貢献・ボランティアな動機に基づく活動であることの5つが挙げられる。なお、市民後見人に報酬付与を認めるかどうかは、中核機関（社会福祉協議会）によっても対応が分かれている（永田 2017：178）。

これらをまとめると、市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の資格は持たないものの、社会貢献意欲が高い一般市民であり、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付け、後見支援組織（実施組織）のサポートを受けて、成年被後見人等の権利擁護活動を行う第三者後見人の一類型と言える（永田 2017：178）。

(2) 市民後見人が登場した背景

小池（2017：27）によると、わが国に市民後見人という概念が登場したのは、2002（平成14）年から2003（平成15）年頃である。2000（平成12）年の改正において「成年後見の社会化」という契機が内在していたが、2002（平成14）～3（平成15）年頃になって、実務界および一部の識者から、「市民後見人」の必要性が唱えられるようになった（小池 2017：27）。

成年後見制度を社会全体で支えていく「成年後見の社会化」を実現するためには、何より一般市民が後見人の職務を積極的に担っていくことが必要と考えられるようになった。さらに2005（平成17）～2006（平成18）年頃からは、一部の先進的な自治体、社協、NPO法

人等が、市民後見人の養成研修を開始した（小池 2017: 27）。

上山（2011: 12）によると、現行制度は、かつての家族頼みの後見制度を脱却して、法人後見人を含む第三者後見人を正面から導入する基盤を準備した（上山 2011: 12）。

しかし、いうまでもなく、専門職後見人候補者の数には限りがある。いわゆる「後見爆発」（わが国の法定後見に対するニーズが、施設入所者の集団申立てなどを通じて一気に顕在化し、法定後見の利用件数が爆発的な勢いで急増する現象。2006（平成 18）年度の成年後見類型の急増にはその兆候がみられる）が現実化した場合を考えると、ニーズに十分見合うだけの専門職後見人の供給を確保できるかについては、やはり不安が残るところである。市民後見人は、こうした専門職後見人の供給限界問題を背景として、特に近年、大きな注目を浴びるようになったのである（大貫 2006: 61-70）。

坂本によると、関係者からは、公的後見人の発足を待望する声が強くあった。しかし、それに代わる後見人として、市民後見人の養成事業推進が市町村の努力義務として 2011（平成 23）年 6 月法的に定義された。また、2012（平成 24）年 3 月 27 日 厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室からの事務連絡（市民後見人の育成及び活用に向けた取組について）が都道府県・指定都市に出された（坂本 2016: 152）。連絡内容は、「今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする」（厚生労働省 2011）である。

第 1 節では、「後見爆発」が現実化した場合、専門職後見人の供給限界問題に対処するために市民後見人が登場してきたことが判明した。続く第 2 節では、実際に市民後見人養成研修はどのように行われているのか、その具体的な研修内容を取り上げる。

第 2 節 市民後見人養成研修の概要

市民後見人養成研修は、基礎研修、応用研修・実践研修の 2 段階にわたって行われる（カリキュラムについては、以下の図表 4 を参照）。基礎編は座学のみで行われており、基礎編および応用編ともに弁護士や司法書士等の専門職ならびに市の担当課職員等が講師となつて行われる。また、実務研修では、実際に後見業務を行っている専門職に同行する形で業務同行や施設実習が行われた後、レポートの作成、その報告会が行われている。なお、申込み

から基礎編の受講、基礎編から応用編の受講、応用編から実務研修の受講のいずれにおいても選抜（順に、申込書に記載された動機、レポート、面接による選抜）が行われている（川久保 2016: 19）。

厚生労働省（2012）によると、基礎研修が1,260分、応用研修・実践研修（体験実習やレポート作成含む）が1,200分換算されている。養成カリキュラムにおいて、「身上保護」を対象とした科目を設け、単位を設定している自治体が45.0%あるのに対し、「意思決定支援」を対象とした科目を設け、単位を設定している自治体は22.0%と低くなっており、研修内容の見直し等が課題となっている（厚生労働省 2022a）。

続く第3節では、実際に養成研修を受講し、市民後見人を受任した人々の現状と課題を述べる。

図表 4 市民後見人養成のための基本カリキュラム

区分	学習科目	時間
基礎研修 (1260分)	市民後見人概論	3
	対象者理解（高齢者、認知症、障害者）	4.5
	成年後見制度の基礎（概論、法定後見制度、任意後見制度、市町村責任、地域福祉、権利擁護の理念）	4
	民法の基礎（家族法、財産法）	2
	制度・法律（介護保険制度、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、生活保護制度、健康保険制度、年金制度、税務申告制度など）	5.5
	市民後見活動の実際（後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制、現役市民後見人の実践報告）	2
応用研修 実践研修 (1200分) ※補講込み	対人援助の基礎	2
	体験実習×3（体験実習についての留意点、後見人の後見業務同行、施設実習）	
	家庭裁判所の役割×2（家庭裁判所の実際、家庭裁判所見学）	1.5or6
	成年後見の実務×6（申立書類の作成、財産目録の作成、後見計画・収支予定の作成、報告書の作成、後見付与申立の実務、後見事務終了時の手続き／死後事務）	6.5
	課題演習（事例報告と検討）	5
	レポート作成×3（志望動機書、体験実習の報告書作成、市民後見人像）	
	補講：当該市町村・地域の現状（介護保険・高齢者施策への取組状況、障害者施策への取組状況、地域福祉への取組状況、社会資源）	4

（出典）厚生労働省（2012）を元に筆者作成。図表の型は（川久保 2016：19）を参考。

第3節 市民後見人を取り巻く現状と課題

(1) 市民後見人をめぐる現状

篠本（2015：79）によると、認知症高齢者や障害者の財産権の侵害に対応する手段、資源として成年後見制度の利用とその実務を担う成年後見人の需要が増している。その需要の増大に、専門職後見人である弁護士、司法書士、社会福祉士等が対応しきれていないという事情もあり、成年後見事務の担い手、人材不足への対応として市民後見人を養成する動きが、市町村を中心とした自治体や大学、NPO法人等において行われている。また、国においても、市町村を実施主体とした市民後見推進事業を2011（平成23）年度より行い、普及啓発、養成の支援を図っている。しかし、市民後見人の活動実態は、その位置づけや役割の曖昧さに加え、後見事務の繁雑さや成年被後見人等の身上に起こる過酷な状況から、受任することへ躊躇という実状もあり、一部の自治体を除き、期待とは裏腹の状況にあるといっても過言ではない（篠本 2015：79）。

隈本（2020：190）によると、市民後見人を活用する際には、後見関係者らが、市民後見人、法人後見、専門職後見人等がそれぞれ異なる特徴を有していることを認識したうえで、「今回の案件は市民後見人が適切である」と候補者を推していくことが必要となる（隈本 2020：190）。

東京都や大阪市等の都市圏では、比較的早い時期から市民後見人の養成事業が実施されており、すでに大勢の市民後見人が誕生している。都市圏以外では、なかなか事業が進まず、いまだ市民後見人の養成を行っていない地域も数多くある（隈本 2020：190）。2023（令和5）年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」によると、市民後見人等の養成等の実施有無に関して、令和5年度に実施している（予定を含む）と回答した市町村は24.0%、実施していないと回答したのは76.0%である（厚生労働省 2024c）。事業が進まない理由としては、予算や職員の確保、実施団体の選定、養成研修のカリキュラムづくり、受講希望者がいない等、数多くの課題が考えられる。また、以前と比べれば少しは改善されてきたものの、市民後見人の認知度の低さも、大きな要因の1つだと考えられる（隈本 2020：190）。

(2) 市民後見人にまつわる課題

厚生労働省が2022（令和4）年に実施した実態把握調査によると、市民後見人への活動支援における課題として、①市民後見人への活動支援をする担当職員の業務負担が大きい、②

市民後見人への活動支援をする担当職員の人材配置が困難、③専門職に相談したり、助言を受けられる体制の構築が困難、④市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）、⑤市民後見人が担当できる案件自体が少ない、⑥活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない、⑦活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい、が挙げられる（厚生労働省 2022a: 210）。

市民後見人側の課題としては、①市民後見人の高齢化、②市が直接実施のため日常生活自立支援員など活動する場が提供できない、③市民後見人の個人受任者の担い手の応募がない、④市民後見人として選任されている人がいない、が挙げられる（厚生労働省 2022a: 210）。

支援者側の課題としては、①監督と活動支援を同じ職員が行うため、その区別が難しい、②市民後見人の能力に差があり、監督や活動支援に時間を割く必要のあるケースは負担が大きい、③市民後見人の活動を支援する担当職員の増員等が困難、が挙げられる（厚生労働省 2022a: 210）。

社会的理解の課題としては、①「市民後見人」の周知が地域で進んでいない、②市民後見人に対する社会的評価が見られない、が挙げられる（厚生労働省 2022a: 210）。

本節では、市民後見人の活動実態は、その位置づけや役割の曖昧さに加え、後見事務の複雑さも相まって受任への躊躇が見られること、市民後見人が担当できる案件自体が少なく、中核機関としては市民後見人の活動を支援する担当職員の増員等が困難であることが明らかになった。続く第4節では、市民後見人や中核機関等が抱える課題を踏まえ、市民後見人における先駆的な自治体として独自の取り組みを展開している、大阪市、世田谷区、品川区を挙げる。

第4節 市民後見人における先駆的な事例

(1) 大阪市社会福祉協議会の取り組み

① 大阪市の概況

大阪市は、大阪府中部に位置し、面積は約 225 km²である（大阪市 2024a）。2024（令和6）年時点で、人口は約 280 万人（うち、65 歳以上は約 70 万人）、一般会計予算約 2 兆 167 億円（令和6年度）の都市である（大阪市 2024a, 2024b, 2024c）。大阪市の西側は海に面していて、北と東と南は、他の市と隣り合っている。市の北には「淀川」「神崎川」、南には「大和川」などの大きな川が流れている。大阪市内には高い山はなく大部分が平らな土地である

(大阪市 2019)。

成年後見制度との関連では、介護保険の要介護（要支援）認定者が約 18 万人（令和 6 年）である（大阪市 2024d）。療育手帳所持者は約 3.5 万人（令和 5 年）、精神障害者保健福祉手帳所持者は約 4.7 万人（令和 5 年）である（大阪市 2024e）。

② 大阪市における市民後見人の始まり

大阪市社会福祉協議会は、「大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ること」を目的として、1951（昭和 26）年 5 月 28 日に法人設立された（藤原 2011b: 43）。

大阪市は、2006（平成 18）年 2 月に、地域における権利擁護システムの構築と成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度を有効活用するための仕組みづくりの検討を行うため、「大阪市後見的支援研究会」（以下、「研究会」）を設置した。この研究会と並行して、大阪市は、2006（平成 18）年度に市民後見人養成講座・基礎講習を実施し、2007（平成 19）年度から前述の研究会報告を基調として、市民後見人の養成とその活動支援を実施する大阪市民成年後見支援センター事業を開始した（藤原 2011b: 45-46）。

③ 大阪市における市民後見人の特色

大阪市では、全国でも先駆的に、報酬を前提としない地域活動として、2007（平成 19）年度より養成を開始し、2024（令和 6）年までに、延べ 330 名が市民後見人として活動している（大阪市 2024f）。大阪市における市民後見人は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではない。また後見監督人等はずかず、市民後見人単独で受任している（大阪市民成年後見支援センター）。

大阪市民成年後見支援センターは、月曜日から土曜日（午前 9 時～午後 5 時）まで開所している。市民後見人が活動で困った際に、日常的な相談に限らず、専門相談を定期的に受けられることが大阪市の強みである。具体的には、①初動期打ち合わせ、②1 か月目財産目録提出前、③3 か月目、④6 か月目の家庭裁判所（以下「家裁」）への報告前、⑤その後半年ごとの家裁への報告前に専門相談をすることができる。その他の取り組みとして、「大阪市民後見人連絡協議会」が特徴的である。2010（平成 22）年度に、交流の場として「市民後見人の集い」を開催し、市民後見人連絡会が発足した。その後、毎年総会と交流会を開催してきたが、2014（平成 26）年度に市民後見人が自主的に活動する組織として「大阪市民後見

人連絡協議会」を立ち上げた。大阪市市民後見人バンク登録者及び登録者 0B・0G で構成され、互いの後見活動の向上や成年後見制度・市民後見人の広報啓発等を目的として、啓発講演会や交流会の開催等、さまざまな活動を行っている（大阪市成年後見支援センター）。

(2) 世田谷区社会福祉協議会の取り組み

① 世田谷区の概況

世田谷区は、東京都区部の南西部にあり、面積は約 58 km²である（世田谷区 2023a）。2024（令和 6）年時点で、人口約 92 万人（うち、65 歳以上は約 24 万人）、一般会計予算約 3,716 億円（令和 6 年度）の都市である（世田谷区 2024a, 2024c）。世田谷区は、武蔵野扇状地の東南端付近に位置している。区域の多くは台地により占められており、下末吉面に相当する荏原台、淀橋台、武蔵野面に相当する目黒台に加え、野川流域や開析谷に狭い範囲で存在する立川面相当の台地に細分されている（世田谷区 2016）。

成年後見制度との関連では、介護保険の要介護（要支援）認定者が約 4 万人（令和 6 年）である（世田谷区 2024b）。愛の手帳（療育手帳）所持者は約 4,400 人（令和 5 年）である（世田谷区 2023b）。精神障害者保健福祉手帳所持者が約 6,100 人（令和元年）である（世田谷区 2022）。

② 世田谷区における市民後見人の始まり

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会では、2000（平成 12）年度に地域福祉権利擁護事業を開始した。利用者の認知症の進行にとまらぬ、2001（平成 13）年度に法人として、弁護士との複数後見で初めて成年後見人を受任した。2005（平成 17）年度には、世田谷区が成年後見制度利用促進基本計画で「成年後見制度の推進」を掲げ、世田谷区成年後見センターを設置、翌 2006（平成 18）年度に世田谷区事業として第 1 回「世田谷区区民成年後見人養成研修」が開催された（田邊 2013: 40-41）。2007（平成 19）年 7 月に、市民後見人の第 1 号が誕生した（田邊 2008: 78）。

③ 世田谷区における市民後見人の特色

世田谷区は、第 9 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のなかで、市民後見人等受任者数を 2024（令和 6）年度に 61 名を目指すことを明らかにした（世田谷区 2024: 61）。成年後見センターは、月曜日から金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）まで開所

している。世田谷区では、市民後見人を「区民成年後見人」と呼んでいる。研修日数は 11 日間（約 51 時間）であり、研修は年に 1 回（概ね 6 月～10 月の期間）開催されている。世田谷区区民成年後見人養成研修修了者は、面接を経たうえで「世田谷区区民成年後見支援員」として登録し、成年後見センターが行う普及啓発活動や法人後見活動の補助を行う（世田谷区社会福祉協議会）。

世田谷区の特徴は、区民成年後見支援員の専用えみいサイトの存在である。区民成年後見支援員同士が、様々な情報を交換する場として「えみいネットワーク 掲示板」が活用されている。他にも、継続研修会や相談員スキルアップ研修、普及啓発支援員研修、区民成年後見支援員交流会が定期的で開催されている（区民成年後見支援員の専用えみいサイト）。

世田谷区の市民後見人は、家裁に報酬付与の審判を申し立て、報酬付与の審判があれば市民後見人個人が報酬を受け取っている。この点は、センター内でも議論があったが、報酬という形で市民後見人の活動が認められることに意義があるという意見でまとまったものである（小淵 2011: 75）。

(3) 品川区社会福祉協議会の取り組み

① 品川区の概況

品川区は、東京都区部の南部にあり、面積は約 23 km²である（品川区 2024c）。2024（令和 6）年時点で、人口約 41 万人（うち、65 歳以上は約 8 万人）、一般会計予算約 2,036 億円（令和 6 年度）の都市である（品川区 2024c, 2024d）。品川区は、東京都の約 1/3 を占める武蔵野台地の東南部の一部と、その東側に位置する低地および埋立地からなっている。武蔵野台地は 10 の台地に分かれているが、品川区は目黒川をはさんで、芝白金台と荏原目黒台に二分され、さらに立会川によって、一部が目黒台と荏原台に分かれている（品川区 2019）。

成年後見制度との関連では、介護保険の要介護（要支援）認定者が約 1.5 万人（令和 6 年 3 月）、愛の手帳（療育手帳）所持者が約 2,200 人（令和 6 年 4 月）である（品川区 2024a）。精神障害者保健福祉手帳所持者が約 4,400 人（令和 5 年 3 月）である（品川区 2024b）。

② 品川区における市民後見人の始まり

齋藤によると、品川区では、2002（平成 14）年 6 月、権利擁護に関する事業を専門的に担う機関として、品川区社会福祉協議会（以下、「区社協」）に品川成年後見センター（以下、「後見センター」）を設置した。後見センターでは、判断能力が不十分ですぐに支援を必要

とする人に対しては、区長申立てを行い、区社協が法人後見として受任していくこととし、将来に不安を感じている人に対しては、日常生活自立支援事業を発展させた「あんしんサービス」契約と任意後見契約を組み合わせるものである（齋藤 2011: 76）。「あんしんサービス」とは、定期的に訪問し、お元気確認を行い、判断能力の低下がみられる場合には、適切な時期に任意後見制度につなげるものである（品川区社会福祉協議会）。

品川区および区社協は、2005（平成 17）年度に東京都が実施した社会貢献型後見人養成事業（その後無くなった）への参加を決定した。また、2006（平成 18）年 3 月から区内でも独自の市民後見人養成事業を NPO 法人品川市民後見人の会と共催し、市民後見人の養成と活用に着手した（齋藤 2011: 76-77）。

2007（平成 19）年 3 月からは、成年後見開始の申立ての意思を有する親族が遠隔地に住所を有していたり、高齢・疾病等の理由で申立手続きをすることが困難な場合に、当該親族と区社協との委任契約に基づき、無償で親族申立ての代理を行っている（齋藤 2011: 77）。

③ 品川区における市民後見人の特色

品川区の、2021（令和 3）年 5 月時点での受任件数は 26 件（うち 16 件は被後見人の死亡により後見業務終了）となっている（東京市民後見サポートセンター）。後見センターは、月曜日から金曜日（午前 9 時～午後 5 時）まで開所している（品川区社会福祉協議会）。

後見センターでは、成年後見制度の情報提供と相談、区長申立と一体化した後見実施機関としての役割を果たしている。その目的の一つとして「後見実施機関と地域後見体制の仕組みづくり」を掲げている。品川区の特徴は、地域のネットワークを活かしたサービス提供をしていることである。後見センターのサービスを提供するにあたっては、品川区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、ライフサポート東京、しんきん成年後見サポート等）と連携した支援の実践が行われている（厚生労働省 2022b）。

本節では、各自治体の特徴的な取り組みを把握することができた。大阪市における市民後見人は、後見監督人等はずらず単独で受任していること、事務局の相談員による相談・支援体制を月曜日から土曜日まで敷いていることが特徴である。世田谷区における市民後見人は、区民成年後見人同士が様々な情報交換をするツール（えみいサイト）が充実していることが特徴である。品川区では関係団体等との連携・協力体制を敷き、地域のネットワークを活かしたサービス提供をしていることが特徴である。

続く第5節では、全ての自治体に共通する課題として「市民後見人の受任に繋がらない要因」について探る。

第5節 市民後見人養成研修者が受任に繋がらない要因

厚生労働省（2024b）の調査によると、市民後見人の受任に当たっての課題として、大きく7つの課題が指摘されている。

第一に、「市民後見人の受任が適当であるケースが少ない」（58.4%）ことが挙げられる（厚生労働省 2024b）。具体的には、本人に暴力性がなく落ち着いており、親族間紛争がない人であること。財産面は、原則1,000万円以下かつ推定相続人の存否が明らかであり（明らかにする手段があること）、管理が複雑困難な財産を所有していないことである。環境面は、在宅生活者の場合、福祉サービスの導入が行われ、被後見人等を支える関係機関と見守る体制等、連携が図れていることである。以上の条件を満たしている場合、市民後見人の受任が適当であるケースとみなされるのである（厚生労働省 2022a）。

第二に、「市民後見人本人が受任することに不安を感じている」（48.4%）ことが挙げられる（厚生労働省 2024b）。市民後見人本人が、安心して後見業務に取り組むことができるように、相談・助言機能、執務管理支援機能を確立することが重要である（上山 2020: 215）。近年、「支援者を支援する」という二重の支援という理念が有力に主張されている（菅富 2006: 244-247, 251-255）。

第三に、「養成受講人数が伸び悩んでいる」（29.0%）ことが挙げられる（厚生労働省 2024b）。具体例として、市民後見人における先駆的な自治体である大阪府の養成受講者数を見る。オリエンテーションの受講者は、2017（平成29）年に269名、2018（平成30）年に262名、2019（平成31）年に244名、2020（令和2）年に72名、2021（令和3）年はコロナ禍でオンライン動画配信のため不明となっている。基礎講習受講者は、2017（平成29）年に55名、2018（平成30）年に50名、2019（平成31）年に55名、2020（令和2）年に44名、2021（令和3）年は47名となっている。実務講習受講者は、2017（平成29）年に40名、2018（平成30）年に35名、2019（平成31）年に43名、2020（令和2）年に31名、2021（令和3）年は40名となっている（大阪府社会福祉協議会 2022）。以上のデータのように、受講者数は停滞している。

第四に、「関係機関や専門職による支援体制が整っていない」（20.7%）ことが挙げられる

(厚生労働省 2024b)。社会福祉協議会等が、市民後見人や法人後見事業を実施していくうえで、維持費をどう工面するかという課題がある。後見報酬が見込めない案件も多く、受任件数にもかかわらず、一定の件費は定期的に発生する。そのため、社会福祉協議会等にとって、自治体からの安定・継続した助成金・委託料は、必要不可欠といえる(隈本 2020: 203)。

第五に、「市民後見人の研修による知識が十分でない」(20.0%)ことが挙げられる(厚生労働省 2024b)。養成カリキュラムにおいて、「身上保護」を対象とした科目を設け、単位を設定している自治体は 45.0%いる。一方、「意思決定支援」を対象とした科目を設け、単位を設定している自治体は 22.0%しかいないことが課題となっている(厚生労働省 2022a)。

第六に、「家庭裁判所との協議が進んでいない」(17.3%)ことが挙げられる(厚生労働省 2024b)。裁判所においてどのような育成がされているか把握できていないのである(隈本 2020: 203)。

最後に第七の課題として、その他の課題(16.1%)が挙げられている(厚生労働省 2024b)。

第 2 章では、成年後見制度における市民後見人の位置づけと題して、市民後見人の誕生の背景や、養成カリキュラム、市民後見人の先駆的な取り組みについて整理した。続く第 3 章では、第 1 章および第 2 章における文献研究から見えてきた課題、市民後見人の受任に繋がらない要因について、X 社会福祉協議会職員に対するインタビュー調査を通して考察する。

第 3 章 中核機関である X 社会福祉協議会職員に対するインタビュー調査

第 1 節 インタビュー調査の概要

(1) 調査目的

中核機関である X 社会福祉協議会(市町村社会福祉協議会である、以下「X 社協」とする)に対するインタビュー調査を通して、養成研修修了者を受任に繋げるために、中核機関である社会福祉協議会が行う取り組みの現状と課題を調査することを目的とする。調査前に関連先行研究を検討した結果、市民後見人養成研修修了後から受任に至るまでの課題に焦点を当てた論文報告が鮮少であったため、本調査では養成研修修了者が、市民後見人の受任に繋がらない要因とは何かに焦点を当てる。

(2) 対象者および所属機関の概要

本調査においては、X社協の市民後見人養成担当職員の方1名（Aさん）を対象とした。Aさんの基本属性としては、年齢は49歳、社会福祉主事任用資格を所持している。福祉系大学卒業後、X社協に入職し、生活福祉資金、赤い羽根募金、ハンディキャブ、ボランティアセンターでの勤務経験を経て、2011（平成23）年に成年後見センターに異動し、現在に至る。

X社協は、2010（平成22）年に初めての市民後見人が受任して以来、延べ44件の受任、X区内では74名の区民がX登録後見活動メンバーとして登録され、現在は12名が活動している。なお、市民後見人が活動する際には、X社協が成年後見監督人に就任し、活動をサポートする。

(3) 倫理的配慮

調査を実施する前日に、X社協の市民後見人養成研修を見学した際、インタビュー調査に向けた調査依頼文書、同意書、研究計画書を担当者に手渡しした。対象者に、あらかじめ調査項目について確認していただき、法人内で承認を受け、インタビュー実施に至った。

調査の際には、今回の調査によって得られた情報は、卒業論文執筆の目的以外に利用することはないこと、また個人が特定されないように努める旨を調査依頼文書に記載するとともに、口頭においても説明し、同意書に署名を依頼した。

(4) 調査内容および方法

調査内容については、市民後見人に関する調査と題して、市民後見人養成研修受講者、修了者および市民後見人の受任状況や、中核機関である社会福祉協議会が行う取り組みについて、一部永野ら（2019）「市民後見人の育成・支援の現状と課題：Z県成年後見実施機関に対する訪問面接調査を踏まえて」を参考に検討した。

調査の方法は、あらかじめ軸となる6つの質問項目を設定し、それに基づいて自由に語ってもらう半構造化インタビューとした。

具体的な質問項目は、①養成研修を受講・登録後の受任状況、②養成研修から受任に至るプロセスにおける課題、③上記の状況について中核機関（社会福祉協議会）としてどのように考えているか、④受任希望者への対応、⑤受任者数を増やしていくためにどのような取り組みをしているか、⑥受任者数を増やしていくために今後どのような取り組みが必要と考

えるか、とした。

インタビューは、2024（令和6）年10月31日、X社協会議室にて60分間にわたって実施した。対象者および筆者のほかに、指導教員が同席した。インタビュー内容は、調査対象者の了解を得た上で、スマートフォンのボイスメモ機能を用いて録音した。

(5) 分析方法

インタビューにより得られたデータから、逐語録を作成し、佐藤(2008)を参考に、エクセル表を用いて、定性的コーディングによるマトリックス分析を行った。質問項目に沿って整理し、逐語録の「語り」を意味内容ごとに分け、それぞれにコード化を行った。最後に、コード間の関係性を検討し、カテゴリを生成した。調査結果の分析においてカテゴリ化を行うにあたり、永野・小澤（2021）の分析枠組みを参考とした。

続く第2節では、インタビュー調査全体の結果および各カテゴリの分析結果を述べる。

第2節 インタビュー調査の結果

(1) インタビュー調査全体の結果

X社協の市民後見人養成担当職員1名（Aさん）へのインタビュー調査によって得られたデータから、130件のコードが生成され、3段階の分析過程を経て、最終的に上位3個のカテゴリに集約された。なお、整理番号は、インタビューにおける意味内容ごとの語りの順番を指している。

養成研修修了者を受任に繋げるために、中核機関である社会福祉協議会が行う取り組みの現状と課題は、3種《市民後見にまつわる基礎知識》《市民後見活動の現状》《市民後見活動の将来像》の上位カテゴリと、15種【中核機関の役割】【日常生活自立支援事業について】【被後見人の条件】【市民後見人の条件】【市民後見制度の内訳】【登録後見活動メンバー】【被後見人の特徴】【申立人の傾向】【養成研修修了後から受任までの流れ】【市民後見人の受任状況】【市民後見人養成研修受講者の特徴】【養成研修カリキュラムの見直し】【市民後見人養成研修のあり方】【市民後見人の受任に繋がらない要因】【市民後見人の展望】のサブカテゴリ、ならびに49種のカテゴリが構成された。

以下、上位カテゴリごとに、それぞれを構成するサブカテゴリの内容分析の結果を述べる。

(2) 各カテゴリーの分析結果

① 市民後見にまつわる基礎知識

《市民後見にまつわる基礎知識》の中核は、【中核機関の役割】【日常生活自立支援事業について】【被後見人の条件】【市民後見人の条件】【市民後見制度の内訳】【登録後見活動メンバー】で構成された（図表 5）。

【中核機関の役割】の内容は、〈社協の支援体制〉〈市民後見人養成研修のスタンス〉の2つのカテゴリーが生成された。社協は「監督人」という立場で、市民後見人の活動を支え、専門職が担当していたケースを市民後見人に回すといったように、各機関を繋ぐ役割も果たしていることが明らかになった。

【日常生活自立支援事業について】は、〈日常生活自立支援事業の活動内容〉〈日常生活自立支援事業の活動方針〉〈日常生活自立支援事業の利用者の特徴〉の3つのカテゴリーが生成された。生活支援員の活動は主に平日であり、社協との雇用契約を結ぶため、市民後見人の受任を理由に、生活支援員を辞めることはできないことが明らかになった。

【被後見人の条件】は、〈被後見人の身上保護〉〈被後見人の親族間紛争〉〈管理が複雑な財産〉〈市民後見人の苦悩〉〈被後見人の財産面〉〈推定相続人の存否〉〈被後見人の環境面〉の7つのカテゴリーが生成された。市民後見人が受任できるケースとして、被後見人の財産は1,000万円以下であること、財産紛争や遺産分割の問題がないこと、ある程度の福祉サービスが導入されていること等が挙げられた。

【市民後見人の条件】は、〈市民後見人養成研修のスタンス〉〈市民後見人推薦のガイドライン〉の2つのカテゴリーが生成された。市民後見人になるためには、同じ区内に住んでいることと、単に勉強に留まらずに後見人として活動する意欲のある人が望ましい。

【市民後見制度の内訳】は、〈市民後見人推薦のガイドライン〉〈市民後見人推薦のガイドラインの地域ごとの差異〉の2つのカテゴリーが生成された。X区のように、区内に高齢者施設が少ない場合は、住所地特例がよく使われること、市町村によってガイドラインの財産面は異なることが明らかになった。

【登録後見活動メンバー】は、〈X後見活動メンバーについて〉〈X後見活動メンバーの状況〉〈X後見活動メンバーの活動状況〉の3つのカテゴリーが生成された。市民後見人の予備軍である登録後見活動メンバーの数は非常に多く、その内訳として市民後見人受任経験者も未受任者も含まれていることが判明した。

図表5 〈市民後見にまつわる基礎知識〉

整理番号	回答例	ユード	カテゴリ	サブカテゴリ
1	X区ですすね、成年後見センターとして市民後見人の方々を養成して、色々活動に繋げると、いうところ、その後の後見人の支援ですね、	X区社協の市民後見人に対する支援	カテゴリ	サブカテゴリ
2	X区の場合は「監督人」ということで社協自体が法人として監督人になりまして、監督人プラス支援という形で、後見活動について、色々支援を行っているということになります。	X区社協の監督人という立場		
35	今、年4回程度ですけれども、メンバーの方々への定期的な研修を行ったりとかですすね。	年4回研修が開催される		
50	これも色々本人に会って確認しています。	本人に直接会う		
107	センターのほうでいろんな形で関わっている専門職の司法書士の方がいらつしやつて、その方々が「落ち着いたケースがあるので市民後見人さんにどうですか」という感じで話があつて、それで、申立人が交代の場合ですと申立てを後見人が行うので、それでこのようになっていきます。	社協側が、司法書士が担当して落着いたケースを市民後見人に回す	社協の支援体制	中核機関の役割
114	連絡会研修会というのが、先ほど言った年4回というメンバーさんの研修を行っています。	年4回研修が開催される		
117	終了して監督人の仕事終わってわけにもいかないの、亡くなった後のものも後ろ後始末を結局そのまま後見人が死後事務的などところも行ってというのには現実とこのところなので、その支援をしているということ、そういう終了したケースを加えての情報になります。	社協は被後見人の死後事務も後見人と共に行う		
31	完全公募という形になったので、どういふ方が来られるのか分からなところもあるので、きちんと選考しようという事で、こういうちよつと割と厳しい...	完全公募になり選定基準を厳しくした	市民後見人養成研修のスタンス	
7	日常生活自立支援事業の生活支援員の活動については、基本的に平日の日中ということになります。	生活支援員の活動は平日	日常生活自立支援事業の活動内容	
95	日常生活自立支援事業の支援員がこちらとの雇用契約になるんですね。非常勤職員という形でパート的な形で。日常生活自立支援事業の制度上そうなっているんですけども。	生活支援員は社協との雇用契約		
96	ですので活動していただいてですね、市民後見人受任になったから、日常生活自立支援事業の活動やめまますというのにはちよつとできませぬよという話はしています。	市民後見人受任≠生活支援員辞める	日常生活自立支援事業の活動方針	日常生活自立支援事業について
98	市民後見人の日常生活自立支援事業の支援員は別にいつでも辞めるということではできませんので、そういったところもあるかなと思います。	生活支援員は契約なのでいつでも辞めることができる		
121	日常生活自立支援事業はある程度契約能力や判断能力があるという方を対象としていて、一応社協と本人との間で契約を結ぶことでの事業ということなんです。	日常生活自立支援事業の利用者は契約能力がある人		
102	日常生活自立支援事業はむしろ精神の方は割と多いんです	日常生活自立支援事業の利用者として精神障害の人は多い	日常生活自立支援事業の利便性の特徴	

(出典) 筆者作成

図表5〈市民後見にまつわる基礎知識〉（つづき）

整理番号	回答例	コード	カテゴリ	サブカテゴリ
47	身上的保護に関してですが、法的に暴力的に暴行を受けるなど落ち着いていない方ということ、 さいいます。基本的に暴行がないなど落ち着いていない方ということ、	暴力性がなく、落ち着いてい る人を身上監護する	被後見人の身上保護	
51	親族間紛争がないことですね、親族が結構多くいると、親族と本人の間に揉めているところ、 後見に就くと、本当に後見人がその親族間争いの中に巻き込まれるような…本人の代理人ということ です。なので不安なく巻き込まれるということ、ちょっとそれは市民の方ですと正直高が重いとこ ろが あって、そういう紛争がない、	親族間紛争があれば、市民後 見人がそのなかに巻き込まれ るリスクがある	被後見人の親族間紛争	
60	管理が複雑困難な財産を所有していないこと、先ほどの1,000万円以下というのが流動財産と言って 預金ですとか証券とかの類とかですね、不動産とかはこの1,000万円には含まれないんですけれども、 不動産とかですね、主に例えば賃貸アパート等ってあるんですけど、土地の不動産持ってるけど中身 が訳分からないうことになってるみたいなの財産は所有していないことということになります。	中身が不明な不動産、預金、 証券、賃貸アパートを所持し ていないこと	管理が複雑困難な財産	
63	在宅の方がそれだけ後見人のやる事が非常に多くて多岐にわたると、なかなか複雑だったりするこ とがありますので…自分でいろいろ買ったりとかそういうのも多いところもありますので、	在宅の方の後見人に就くと、 市民後見人の業務が激増する		
66	全くサービスマンが入ってない状態で「いきなり、さあお願いします」っていうのはちょっと市民後見人 さんには大変だということもありませんし、	サービスマンがいない状態で 市民後見人に頼むことは難し い	市民後見人の苦悩	
53	財産面のことなんですよけれども、一応原則1,000万円以下というふうに、本人の財産ですね、あまり大 きい財産がある方についてはちょっと市民後見人の方ではということ、ちょっと色々と 巻き込まれる危険性や何かあるかわからないところもありませんので、一概に言えないところも ありますけど、そういう設定はしていません。	被後見人の財産が1,000万円 以下のケースを市民後見人は 担当する		
54	その他、似たような話ですけど財産紛争がない、もしくはその恐れがない、財産紛争になるような財 産が少なくも無いことですね、	財産紛争がないこと	被後見人の財産面	被後見人の条件
55	先ほど挙げた理由と同じで、あと遺産分割等の課題がないと、例えば今現在、相続争いが起きていて とかですね、遺産分割等の課題があるケース、ある種複雑な財産・遺産とかそういうのがあれば難 しいところですよ。	遺産分割の問題がないこと		
56	推定相続人の存在が明らかであることなんですよ、	推定相続人の存在		
58	ですから、ある程度、その方の子供とか甥姪とかそういうのがどうい状況にあるか、誰がいるのか とかですね、そういうところも分かるとか、ちょっとはつきりわかりやすいけど明らかに行けるみ た いな、少し微妙なところがあるんですけど、ある程度その辺が、	家族・親族構成が分かっている ことが望ましい	推定相続人の存在	
61	環境面ってあるんですけど、これは施設の場合はそんなに考えなくていいんですけど、施設入所されて いるともうほほほその方の衣食住はほぼ確保されている、お金がかかるとは払われている、	施設入所している人は衣食住 が確保されているため後見活 動しやす		
62	在宅生活の場合ですと、お金があってもその必要なサービスマンが入ってないと衣食住が確保できないと いうこと、	在宅生活は衣食住が確保され ていないことがある		
64	ご本人もやっぱり色々自由が当然ながら利用したいので、ある程度福祉サービスマンの導入がですね、 もうすすすで一応行われていて、	福祉サービスマンの導入が進んで いる人が市民後見人の担当業 務として望ましい		
65	あと関係者として、ある程度連携体制がはかれています、	関係者との連携が上手くいっ ていることが望ましい	被後見人の環境面	
67	関係機関とかですね、ケアマネさん何て言いますが、信頼できる方もいればその全く逆の人もで すね、そういうのでうまくいかなかったというケースもあっていうので、さすがにケアマネがかわ からないです、少なくとも受任時点でそれはいいことですね、	ケアマネも信頼できる人であ ることが望ましい		
68	ですから在宅生活の決して多くないところはですね、どうしてもこういうところもあつたりしま す。	市民後見人が在宅のケースを 担当することは少ない		

(出典) 筆者作成

図表5〈市民後見にまつわる基礎知識〉（つづき）

整理番号	回答例	コード	カテゴリ	サブカテゴリ
33	逆にそれだけ市民後見人として活動したいという意欲がある方、単に学習したい、勉強したいというだけだとちょっと受けられないというスタンスの内容でやっています。	市民後見人として活動する方は意欲のある人が対象	市民後見人養成研修のスタンス	サブカテゴリ
40	なんでもかんでも、市民の方を推薦しますというわけにはいかないということで、こういうガイドラインの方で推薦するが、対象者は原則としてX区民ということになります。	X区の市民後見人になるならX区民であること	市民後見人推薦のガイドライン	市民後見人の条件
38	こちらの方で推薦するにあたってですね、ガイドラインというのがあります。要は市民後見人、市民の方の後見人ということですので、どうしても専門的知識や権限とかいうと、難しいケースが出てくることで、	社協が市民後見人を推薦するためにはいくつかの条件がある		
42	住所地利例という行政上の制度・用語みたいなんですけども、	住所地利例		
44	やはり区外の施設やベッドというか定員を分けてもらうところもあるんですけど、例えば、介護保険の費用であるとか、生活保護とかであれば生活保護のその辺のものとかX区の方で負担しますよという、住所地利例ということ...	住所地利例で介護保険や生活保護はX区で負担する	市民後見人推薦のガイドライン	
46	そういう方も対象にしているんですけど、類型として後見ではあるんですけど、この辺は特にそんなな原則としていないわけではないです。補助保佐も市民が良いということであればそういういった方も対象としています。	原則後見だが、補助保佐も受けることができる		市民後見制度の内訳
74	あんまりちよつと他区の状況やガイドラインを見ないことではないんですけど、おおむねきつと同じ感じですかね。ただやっぱり市民後見人さん、家裁の方もあまり複雑なケースを市民の方についていうふうには考えないと思います。ひよつとすると他区では施設とかやらなみたいないところもあるって感じは聞いたことあります。	挙者が施設の場合しか、市民後見人にまわってこないこともある	市民後見人推薦のガイドラインの地域ごとの差異	
75	財産面とかは多分結構区市町村によって考え方は違うかもしれないですけど、特に財産面自体ないってこういうのもどこかであるような話は...ですからケースバイケースということでは対応しているのかもしれないです。	市町村によって市民後見人推薦のガイドライン（特に財産面）は異なる		
23	市民後見人になる予備軍と言いますが、X登録活動メンバーというふうには言っているんですけども、要は養成講習を受けてですね、X区の場合、市民後見人養成研修を受けて選考試験とかもありません。その試験に合格されてですね、登録になった方が、X登録活動メンバーというふうには言っています。	市民後見人の予備軍はX登録活動メンバー	X後見活動メンバーについて	
108	これは令和5年度の事業報告ということで、センターのやっていることとかをまとめて、網羅した内容になっていまして、市民後見人の関わりで言いますと24ページの③の「後見人等養成活動支援」ということですね、こちらに書いてありますけれども、先ほど言った後見活動メンバーです。ね、令和5年度の登録者自体77人、非常に多く登録されているということ。	令和5年度の登録者は77名と多い	X後見活動メンバーの状況	登録後見活動メンバー
110	受任されたいけれども登録されている方が大半ということで、	登録者が大半		
111	結構この登録者も、もう市民後見人は受任したけれども、色々関わっていきたくらいからみられない形で登録されている方もいれば、	登録者のうち、市民後見人受任経験者も含まれる登録者のうち未受任の人もいる		
112	まだ未受任の人の方も多くいらっしゃるところでございますので、	登録者全員が未受任ではない	X後見活動メンバーの活動状況	
113	ちよつとこの方々全員が全員予備軍というわけでもなかったりするところもあります。			

(出典) 筆者作成

② 市民後見活動の現状

《市民後見活動の現状》の中核は、【被後見人の特徴】【申立人の傾向】【養成研修修了後から受任までの流れ】【市民後見人の受任状況】【市民後見人養成研修受講者の特徴】で構成された（図表 6）。

【被後見人の特徴】は、〈全国的な被後見人の特徴〉〈X 区の被後見人の特徴〉〈養成研修修了後から受任までの課題〉の 3 つの категорияが生成された。全国的な傾向としては、被後見人は高齢者が大半であり、身寄りのない人や親族と疎遠状態の人も多い。被後見人は複雑困難なケースであることが多く、なかには暴言暴力のある人もいる。X 区は区内に高齢者施設が少ないため、X 区の被後見人は区外に入所していることが多い。被後見人のなかには、特定の後見人を指名したい人もいることが挙げられた。

【申立人の傾向】としては、〈受任時の挙者は施設が大半〉の 1 つの categoriaが生成された。市民後見人の担当ケースは区長申立てが多く、その際、施設が挙者となることが多い。

【養成研修修了後から受任までの流れ】は、〈生活支援員の活動〉〈家裁から社協へ〉〈研修会の講義内容〉の 3 つの categoriaが生成された。市民後見人を受任するには、生活支援員の活動が必須とされており、家裁から市民後見人のケースについて話が来ると、社協が養成研修修了者に繋ぐことになっている。研修会では先輩方から経験談を聞く機会もある。

【市民後見人の受任状況】は、〈市民後見人の活動状況〉〈市民後見人の受任ケース〉〈市民後見人の苦悩〉の 3 つの categoriaが生成された。X 区では、2010（平成 22）年から 2024（令和 6）年 7 月までに、延べ 42 件受任をしている。年間の平均的な受任は 3～4 件であり、コロナ禍の 2020（令和 2）年上半期の受任数は少なかった。受任ケースは区長申立てかつ高齢の方が多く、死後事務まで市民後見人が担うケースが多いことが明らかになった。

【市民後見人養成研修受講者の特徴】は、〈市民後見人の受任年齢〉〈市民後見人養成研修受講者の福祉活動の有無〉〈市民後見人養成研修受講者の男女比〉〈市民後見人養成研修受講者の考え〉〈養成研修の受講者数の推移〉〈養成研修の理想の受講者数〉〈養成研修修了後から受任までの課題〉〈市民後見人養成研修受講者の傾向〉の 8 つの categoriaが生成された。市民後見人、市民後見人養成研修受講者の多くは 50～60 代である。養成研修受講者は女性が多く、福祉活動の有無は半々である。受講者のなかには、市民後見人を受任すると一定の収入があると考える人もいるが、実際、ほとんど収入はない。養成研修受講者は初年度（平成 22 年）の 20 名が最も多く、現在は 10 名程度である。養成研修修了後から受任までの課題として、もう少し自己研鑽をしてから受任をしたいという養成研修修了者の思いがある。

図表6〈市民後見活動の現状〉

整理番号	回答例	コード	カテゴリ	サブカテゴリ
16	被後見人つまり対象の方ということになりますけれども、大体80～90代の方が大半を占めているというところで、	被後見人は高齢者が大半	カテゴリ	サブカテゴリ
18	認知症の症状が重くなる高齢の方が申立てが多いというところで、80代90代の方が多く、類型についてのもやばり、ご高齢のかなり症状が重く進んだところでの、申立てになることが多いので、後見累計が一番多い、	高齢者の申立てが多いため、後見類型が一番多い 被後見人は複雑困難なケースが多い	全国的な被後見人の特徴	
39	どうしても後見人を必要とされる方は、かなり状況的に複雑だったり、非常に課題が重積しているような方で、なかには専門職でもなかなか大変というケースもあって、	暴言・暴力がある被後見人も多い		
48	人によってはかなり手が出たりとかです、本当にものごく暴言を吐いたりとかいう方もいると思いますので、	口の悪い人もいます		
49	多少バカヤローと言うぐらいであれはというところでありまして、	被後見人は身寄りがいない、親族との関りが皆無の人が多い		被後見人の特徴
52	身寄りのない方が非常に多いですね。被後見人の方は、親族がいてもほぼ関わりがなく、親族で支援できないうちかという方々が多いです。	X区内に高齢者施設が少ないため、区外の入所率が高い		
21	さらに施設の場合ですと、X区はかなり高齢化も進んで高齢の方も多いため、施設はやはりX区内の施設があまり多くないので、どうしてもこういった方々が入所される施設というのは区外、一番多いのは〇〇とかの近辺ですね、西側の支那のところ、それも〇〇とか、〇〇みたいなところの方もいますけれども、そういうところに入所される方々が多いという傾向があります。	区外入所者は多い X区内は施設が少ない	X区の被後見人の特徴	
41	先ほど言った区外の施設に入所されてる人もいます、	区外に住んでも住所は区内のことがある		
43	X区内って先程言ったように施設が少なく、とは言え、どうしても施設入所しないといけないという方もいるので、その場合は、結局区外の施設のほうに入所ということになるのですが、	特定の被後見人を指名したい場合	養成研修終了後から受任までの課題	
45	ですから実際は区外に住んでいるんですが、区民のままという方々が多くいます、	区長申立てのケースの挙者は、施設が大半		
87	なかには本当にこの人にやってもらいたいという方々もいるので、	在宅のケースは親族/本人申立てもある		
19	受任時の挙者なんですけれども、こちらはやはり施設の方が多いところがあります。特に区長申立てのケースですとほとんどが区外の施設の方々ということになります。	区長申立てが多い	受任時の挙者は施設が大半	申立人の傾向
20	在宅のケースは、区長申立てのケースもありますけれども…親族の申立てとか本人申立ても無くはないですけれども、そういうところが多くなってですね。	日常生活自立支援事業で、どうにもならない場合、区長申立てになるケースもある		
37	例えば本人申立てだったりとか、親族申立てでも流れとしてはありますけれども、区長申立てとして決して多くはなくて区長申立ての方が多いいんですけれども、			
122	その方がだいたい認知症が進んでですね、そうなると、もうこちらの支援では難しい状況になってきていて、場合、後見に移行という話になってきますので、そこで例えば区長申立てになったりとかありますけれども、ご本人でギリギリ申立てできなくなるようなこととか親族申立てという時になるべく…			

(出典) 筆者作成

図表6〈市民後見見活動の現状〉（つづき）

整理番号	回答例	コード	サブカテゴリー	
			カテゴリー	サブカテゴリー
5	ここに受任時の年齢が異なりますけれども、50代60代以上の方が一番やっぱり多い、実際、受講される方も50～60代の方がほとんどというところがあります。	市民後見人の多くは50～60代	市民後見人の受任年齢	
10	やっぱり60代以上の方が応募されることが多くてですね、	市民後見人養成研修受講者は60代が多い		
11	福祉活動の経験についてはですね、ここは男女で比が分かれますけれども、全体としては福祉活動の経験がある方が多いかなと、	市民後見人研修受講者は福祉活動の経験がある方が多い		
12	ただ一方で、セカンドキャリアみたいな形でですね、全く経験なかったけれども、一応仕事も定年退職等でひとと段落して、ちょっと福祉的な活動もやってみたいということ、申し込みたい方も多いので、	市民後見人養成研修受講者のなかには、福祉活動未経験者もいる		
13	例年、申し込みの受講、養成研修の方は割と半々くらいが多いですが、結構現役にヘルパーさんややってたりとか、そういう方もいますし、全くそういう経験がなかったと、ボランティア的なことはやってたくらいなところだと思えますけれども、	市民後見人養成研修受講者の福祉活動の有無は半々	市民後見人養成研修受講者の福祉活動の有無	
14	トータルで見ると経験の方が活動のしやすさというところですかね、こういうところには飛び込むのは及び腰になってしまおうというところもありますので、	福祉活動の経験がある人の方が市民後見人として活動しやすい		
15	男女比で言いますとやはり女性が多いですね、トータルのなかのあたりは半々、養成研修も人数が多い時なんかがはやっぱり女性の方が多くなるんですけど、最近では養成研修を受ける方も大体まあ10人前後くらいな感じですかね、割とまあ6対4くらいで女性が多い状況があります。	養成研修受講者は女性が多い	市民後見人養成研修受講者の男女比	
29	市民後見人とはいえ、後見に報酬があるというイメージもあって、専門職が欲しくないかと思われて…で、報酬があるのではないかと、それで随分収入が貰えるのではないかと、	市民後見人になれば一定の収入があると思う受講者も多々いる	市民後見人養成研修受講者の考え	市民後見人養成研修受講者の特徴
76	一番最初に始めたときに一番多かったんですけど、20名くらいで、	養成研修受講者は初年度が最も多い		
77	次の年からがぐんと減ったような感じで、	養成研修受講者は2年目以降激減		
78	大体それまでも、少ない年ですと実際ちよつと選考で落とされた方もいたかもしれないですけど5名ぐらいの年もありましたし、	少ない時の養成研修受講者は5名	養成研修の受講者数の推移	
79	今年は今9名だったかな。	今年9名の受講者		
80	うちとしてもあまり人数が多いと、結局なかなか受任に繋がらないとかそういうところがあったり色々講習を運営する側としてもやっぱり10名前後が、一応これ15名程度までありますけど、10名前後が一番かと思ってるんですけど、結構年によってですね、だいたいでも、実際説明会を受けて講習の申し込みになるのも10名前後というところ推測していますね。	運営側としても、受任に繋げるためには、養成研修受講者は10名前後が理想	養成研修の理想の受講者数	
84	ただ最近はどうですかね、割と色々選考とかもやっていてるので、決してお願いできない方っていうのはそんなに多くはないんですけど、割と色んな職では無いんですけど、	養成研修参加の基準が厳しいので、お願いできない人はあまりいない	養成研修修了後から受任までの課題	
85	逆にこちらから1年に1回、今後の活動についての意向調査をさせていただいてますけど、それで受任の意向があるっていう方当然お声がけしているのですが、「推薦をどうですか」と言っても断られてしまうケースも実は多くて、	社協が候補者に受任をお願いしても断られてしまうこともある		
88	そうなんです、意向調査やりますけれども、割と今すぐいってほしいという人が少なく、	すぐに後見人を受任しないことも多々ある		
90	でも結構どちらからかという、まだ皆さんもう少し研修したいとか、少し自己研鑽してからやりたいという方がどちらからかという人多いんですね。推薦できる人が全くなくて、自己研鑽したいという人は無かったですけれども、	養成研修修了後、すぐに受任ではない	市民後見人養成研修受講者の傾向	
91	今の受講生の方々の傾向として、お仕事をされている方が非常に多くいますというところで、今、ご高齢の方でも結構仕事で忙しくしている方々も多々います。	受講生は仕事をしている人が多い		

(出典) 筆者作成

③ 市民後見活動の将来像

《市民後見活動の将来像》の中核は、【養成研修カリキュラムの見直し】【市民後見人養成研修のあり方】【市民後見人の受任に繋がらない要因】【市民後見人の展望】で構成された(図表7)。

【養成研修カリキュラムの見直し】は、〈意思決定支援の講師の適任者〉〈意思決定支援を研修に盛り込む難しさ〉の2つのカテゴリーが生成された。近年注目されている「本人の意思決定支援」を学ぶ機会をどのように作っていくのか、社会福祉協議会は悩んでいる。過去に医者や社会福祉士を呼んで話してもらったことはあるが、試行錯誤の途中である。本人の希望を叶えるためには、サービスを利用するたびにお金がかかるので、独居高齢者のように金銭的に余裕のない人は、叶えられることが限られてしまうという現実が明らかになった。

【市民後見人養成研修のあり方】は、〈市民後見人養成の歴史的な流れ〉〈市民後見人養成研修の内容〉〈市民後見人受任までの道のり〉〈市民後見人養成研修における意思決定支援のカリキュラム〉の4つのカテゴリーが生成された。2010(平成22)年から2013(平成25)年までは、都道府県単位で養成研修を行っていたが、2014(平成26)年から各市町村で、市民後見人養成研修受講者を公募することになった。養成基礎研修は6日間で25時間あり、研修修了後は、登録選考試験を経て面接を受ける。選考を突破し、メンバー登録から受任までは最低でも1年かかる。市民後見人の一番大切にしたいことは、対象者に寄り添った支援だが、意思決定支援に特化したカリキュラムがないことが、現在の課題として挙げられた。

【市民後見人の受任に繋がらない要因】は、〈養成研修参加へのハードル〉〈養成研修修了後から受任までの課題〉〈市民後見人の責任の重さ〉の3つのカテゴリーが生成された。第一に、社会福祉協議会の開館時間(平日)に合わせて、養成研修が行われるため、フルタイムで働く人は参加しづらいことが挙げられる。また、研修修了後から1年間は市民後見人を受任できない。この空白期間に、養成研修修了者の状況が変わったり、生活支援員として活動するなかで自信を無くしたり、そもそも市民後見人が担当できるケースが家庭裁判所から来ない等の理由が重なり、市民後見人の受任に繋がらないという事態になっている。

【市民後見人の展望】は、〈市民後見人への移行ケース〉〈家庭裁判所の市民後見人に対する期待〉〈市民後見人の受任者数を増やすために今後必要な取り組み〉の3つのカテゴリーが生成された。中核機関に留まらず、家庭裁判所も市民後見人の担当ケースを増やしていきたいという思いがある。市民後見人の受任の理想形としては、日常生活自立支援事業の支援員をやっていた方が、そのまま市民後見人を受任することである。

図表7 〈市民後見活動の将来像〉

整理番号	回答例	コード	カテゴリ	サブカテゴリ
127	その辺を毎年ちよつとという職員で考えながらやっているとどこではありますけど、そうですね、お医者さんに来てもらったりということもかかるとかありますし、それこそ社会福祉士の方とかにそういう話をししてもらったとかそんなことでもありますけど、そうなんですけれども具体的な内容はまだまだなで...	医者や社会福祉士を呼んで、意思決定支援の話をしたことがある	意思決定支援の講師の適任者	サブカテゴリ
128	逆にこちらにも情報収集に取り組みたいので、そういう方がいれば...難しいところですね、	社協は意思決定支援について、どの専門職を招くべきか試行錯誤している	意思決定支援を研修に盛り込む難しさ	養成研修カリキュラムの見直し
130	現場ですとよくあることなんですけれども、本人としてはこういってほしいけれども、お金がそもそも無くなる、生活できなくなる、一番判とシンプルな意思決定支援をどうしていくかかって話だったりしますけど、そうですね、そういうところもあつたりすると難しい、それが正解というわけでもなくて...	本人の希望を叶えるためにには意思決定支援をしたいが、現実ではお金が足りない	市民後見人養成の歴史的な流れ	
24	途中で私は切り替わりました、先程平成22年から市民後見人の養成とか受任が始まったということなんですけれども、初回はYのほうで市民後見人養成講習をYレベルで行ってたんなんです、Y全盛で、各区で推薦していたという感じで...先に日常生活自立支援事業の支援員活動をやっていたので、こちらの方でなんかスカウトみたいな感じでさせて頂いて、支援活動を熱心に行っている方にこういうのがあるのですが、どうですか？ということでも市民後見人の養成を受けてみませんか？ということ、手を上げて下さった方を推薦してということ、メンバー登録をしたということなんです、	平成22年から25年までは、都道府県単位で養成研修を行っていた		
	平成26年からですかね、その前あたりからYが養成を各市区町村に下そうという動きがありまして、やはり各地に市民後見人を増やしていくために各市区町村で養成講習していきたくてということになります、実はそこから順番が逆になっているようで、平成26年からX区独自で養成講習を始めたというようになります、市民後見人をやりたいという方々を公募してですね、	平成26年から市民後見人養成研修受講者の選定が公募になった		
30	前は、もともと社協のほうで色々活動して頂いた方を見込んで依頼をしていたというところがあったので、選考とかはやはり必要がなかったのですが、	以前は社協が市民後見人を決めていた		
26	養成講習の受講の説明会があつて、そこで申し込み出して頂いて、まず書類選考があるんですけど、結構ここはX区独自で結構難しいかもしれませんが、まず書類選考があつて、いわゆる履歴書みたいなものと、ちよつとした作文みたいなものを書いてもらおう形、	市民後見人養成研修を受講するための要件	市民後見人養成研修の内容	市民後見人養成研修のあり方
27	その上でですね、日程やカリキュラムが4番に出ておられますけれども、6日間です、さらに養成講習6日間あるのですが、	養成基礎研修のプログラムは6日間で25時間		
	養成講習の次に登録選考試験というさらにもう一つ試験を受けるんですが、この試験を受けるにもこのカリキュラムですね、一定数以上きちんと受けた方のみ受けられることになっておいて、熱心に講習を受けた方がさらに登録選考試験、これも結構難しいところ...、	市民後見人養成研修修了一登録選考試験→面接		
28	要するに二次選考まであるし、ある程度の講習も受ける必要があるというところ、さらにそこでもよく、メンバーに登録できるといいうわけなので、その先そこから受任するにはまだその先があるという、結構難しい道のりというところですね...	二次選考を突破し、メンバー登録から受任までは時間がかかる	市民後見人受任までの道のり	
32	確かに意思決定支援に特化したようなカリキュラムというのはあまりできてなかったかなと...	意思決定支援に特化したカリキュラムはない		
124	養成研修の中でも、認知症高齢者で障害の方々、それぞれの対象者理解のなかに、それぞれの意思決定支援的な話を織り交ぜて頂いてということになってますけれども、	研修では、各対象者ごとに意思決定支援の話を進めている	市民後見人養成研修における意思決定支援のカリキュラム	
126	そうですね...メンバー研修ですと、いかに対象者の方と寄り添った後見を行うのかというのが一応X区での市民後見の大事なところなんです、	対象者に寄り添った支援が市民後見の一番大切にしたいこと		
129	養成基礎講習のカリキュラム、6日目がグループワークというところで、いろんな事例を出してその中でやっぱ意思決定支援とかを折り混ぜたりして、	グループワークで意思決定について考える時間あり		

(出典) 筆者作成

図表7 (市民後見見活動の将来像) (つづき)

整理番号	回答例	コード	カテゴリー	サブカテゴリー
8	こちらが平日のみ開所ということで、その時間、銀行で払い戻しとかそういう支援をやるのは一掃なので、銀行が空いている時間ということで	社協や銀行は平日のみ開いている	養成研修参加へのハードル	
9	平日は活動ができる方とあったところもありまして、なかなか普通に平日仕事フルタイムでやっているような方などは、活動が邪魔なところもあって、なかなか難しいところもあって、市民後見人ですとかそういう活動を実行しようとするところもあって、後でお話する受任も、養成講習を受けて、すぐ受けられることではないので、色々実習期間もあったりとか、後でお話すると思うのですが、市民後見人の方が受任できるようなケースが次から次へと、来るわけではないので、どうしても少し時間がかかってしまったりもします	市民後見人が担当できるケースはなかなか少ない 市民後見人に推薦できるケースが限られる		
69	市民後見人の方にこちらとして推薦できるケースはどうしてもやはり限られることがあります。	市民後見人が担当できるケースはなかなか少ない		
70	区長申立てでも、そんなに次から次へと話が来るわけではないので、やっぱり区長申立てのケースも結構複雑、それこそ区長申立ては安定している状況の方もあれば、ものすごく込み入った状況のケースも結構多くて、	区長申立てのなかにも込み入ったケースはある		
72	その場合ですと、やっぱりどうしようとしても専門職とか、あとこちらは法人後見もやっていますので、法人後見のほうでついでに形です。	困難なケースは専門職後見人や法人後見になる		
73	それこそ個人一人に対応するにはちよつと難しいケースもあるんですけど、どうしてもうちのガイドライン上もあるんですけど、市民後見人さんに依頼できるケースはやっぱりどうしようも限られるところもあってあります。	個人で対応するのが難しいケースもある		
81	もともとですね、説明会の時にちよつと受任するまで時間がかかるかもしれないんですけど、皆さんに紹介できる時期から言っています。基本的に養成研修終了後も1年間は基本的に受任はできませんっていう話を、それから対象になりにいきます。	養成研修終了後も1年間は受任できない		
82	そういうのは相談を受けたことありますけど「すみませんが、1年間は受任はできません」と言われて、結局先ほど言った受任に繋げるプロセスとかも、一応皆さんに説明していますので、皆さんに紹介できるようなケースがちよつとなかなか無いということだと...	受任したいと相談を受けた時には担当できそうなケースが無いと正直に伝える	養成研修終了後から受任までの課題	市民後見人の受任に繋がらない要因
83	正直ちよつとどこまで言っているかわかんないですけど、やっぱりメンバーさんのなかにはちよつとこの方々には難しいかなっていう方も正直居たりするんですけど、実際そういう方々もあって、運色々やっているんですけど、やっぱり実践活動とかしていただいた方がいいかなって思うところもあって、そう思った方々には、実際なかなか話をこちらも持って行かないところもあって、言われたことですけど、「そうですねすみませんが」みたいな感じで対応することは無いんですけどね。	市民後見人候補者のなかには、後見業務をお願いすることが難しい人もいます		
86	意向はある方々もいるんですけど、順番的なところもありまして、	候補者には声をかける順番あり		
89	意向がある方も、ちよつとこの人にはなっていないところもあって、	後見人として不適任の場合		
92	どうしても仕事の都合で活動したりするようになる感じなのかな...日常生活自立支援事業の生活支援員さんもお仕事お願いたしたんで、やっぱりなかなか今忙しくて難しいという方がちよつと増える傾向にあるところ...	平日の仕事の合間に生活支援員を担うことは大変		
93	実際養成講習を受けたときに思いは非常にあって、今すぐやりたいっていう...ただこちら1年間という通り、いろいろな実際日常生活自立支援事業の活動とかしていただくというのを目的の当たりするところもあって、最初の勢いが少なくなってきたり	生活支援員の活動を通して、自分が本当に市民後見人のできるのか不安になる人がいる		
94	ご自身の状況も色々変わったりとかも結構多いので、養成講習を受けたときは時間的にも余裕があったのかも、自分の状況も色々変わったりとか、そういう方々も多くなってしまったら...その辺がどうしてもやっぱりミスマスタチな時もありますかね。	養成研修終了後から1年の間に自分の状況が変わることあり		
97	どうしても後見人は一度なると、途中でおけるといことは基本的に出来ない、これは実際受任する前にも念押しするんですけども、その辺がやっぱり申し立てする側もどうしてもしも壁になるんですけど、やる側もどうしてもその辺壁になってくるところがあるので、	市民後見人は一度なったら、諦めることができない	市民後見人の責任の重さ	
99	だから成年後見、制度上壁は高い、そういうこともありますが、たぶん申し立てする側も利用する側もそういう壁がやっぱりさみだないものがあるんでしようね。	成年後見制度は申し立て側も利用者側も使いつらい		

(出典) 筆者作成

図表7〈市民後見活動の将来像〉（つづき）

整理番号	回答例	コード	カテゴリ	サブカテゴリ
103	法人後見から例えば市民後見人に移行しているケースとかもあるんですね。	法人後見から市民後見への移行ケース		
104	一例として法人後見で担当したケースで、ご本人がもうごい口が乱暴ついでいう意味合いですけれども、物凄く悪態をつくような方の方で、それこそヘルパーさんとか来る人来る人に暴言吐く感じとかあったりして、ただ状況的にその辺の暴言も、もう認知症ゆえなんですけれども、それゆえに厳しくなってくる。よってその人の後見人さんだけでは難しいからと。かなり人の好き嫌いやたんとすけたりということがあったらんで、法人後見で複数対応できるかなとかさういってことで法人後見やたんとすけたりということも、その後加齢につれてたんだんその辺の傾向も少しずつおさまってきた、ただもう身体はどんどん衰えてきて、在宅生活は難しいという、もともと在宅に住んでいて、施設入所になったという、在宅生活は非常に状況も落ち着いて施設入所でも安定してきたというところで、市民後見人に移ったケースだとかが、	法人後見から市民後見への移行ケース	市民後見への移行ケース	市民後見人の展望
105	あと最近では専門職から移行するというケースもちょっとずつ出始めています。	専門職から市民後見への移行ケース		
106	最近の家族の方針もあるんですけども、専門職の方で教えたケースを市民、なるべく家族としても市民後見人の名活動を増やしたいというふうな思いがあるので、専門職のほうで落ち着いたケースを市民につけていこう...	家族としてはなるべく市民後見人の担当ケースを押ししていきたい	家庭裁判所の市民後見人に対する期待	
120	例えばですね、割と多いのが、日常生活自立支援事業からの移行ケースということですが、	日常生活自立支援事業→市民後見		
123	これが一番今市区で考えている市民後見受任の理想形としては、日常生活自立支援事業の支援員をやっていたメンバーの方がそのまま、その方が候補者として、申し立てて市民後見人をやるというパターンが今一番理想としているところなので...	日常生活自立支援事業→市民後見（同じ人が担当）が理想	市民後見人の受任者数を増やすために今後必要な取り組み	

(出典) 筆者作成

第3節 考察

インタビュー調査を経て、主に3つの課題があることが判明した。

第一に、幅広い層からの養成研修参加者の獲得という課題である。X社協では、主に60代の人々が養成研修を受講しており、養成研修の参加者に幅を持たせることが大きな課題となっている。具体的には、仕事を持つ若い世代や、土日休みで働く人々、さらには福祉分野以外で働く人々等を取り込みづらいことが要因として挙げられる。X社協における養成研修の参加者に幅を持たせるためには、養成研修の日程を、平日に限定せず、少なくとも、土曜・休日・夜間を含めて実施することや、オンライン受講等の可能性について検討する必要があると考える。2010（平成22）年に始まった市民後見人養成研修は、受講人数が年々減少傾向（2010年は20名、2024年は9名）にあることから、より多くの人に市民後見人について周知するとともに、参加のきっかけを掴むためにも、養成研修の柔軟な実施形態について検討する必要がある。

第二に、報酬面における課題である。Aさんの語りにもあったように、市民後見人養成研修を受講する人々のなかには、一定の収入を期待している人がいるのも事実である。インタビュー日の前日に見学した市民後見人養成研修においても、同様の声を受講者から挙がっていた。この点に関して、X社協や世田谷区のように、「家裁に報酬付与の審判を申し立て、報酬付与の審判があれば市民後見人個人が報酬を受け取る」のか、大阪市のように「市民後見人は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではない」と明記するのか、文献研究およびインタビュー調査の結果から、「報酬の位置づけ」が非常に難しいと感じた。

市民後見人養成研修の申し込みの段階では、多くの人が市民後見人を受任する姿を想像し、研修に臨むと考えられる。しかし、研修修了後の1年間に、実地研修の位置づけとして、日常生活自立支援事業の生活支援員等の経験を積むなかで、あえて報酬がほとんどない市民後見人を受任する理由が分からなくなる人が出てくるのではないかと考えた。市民後見人に多くの報酬を付与すれば良いという単純な話ではないが、いずれにしても、養成研修修了者にとって、報酬の有無は、受任に対する意向に大きく影響していると推測した。

第三に、養成研修から受任に至るプロセスにおける課題である。具体的には、①市民後見人に推薦できるケースが限られていること、②養成研修修了後の1年間に、養成研修修了者の状況が変わる、③生活支援員等の活動経験を積み重ねるなかで自信を無くす、④市民後見人の活動が平日の昼間であることがネックとなり、家庭裁判所から担当可能ケースがきて

も受任できない、⑤養成研修修了者でも市民後見人として不適任な場合があり、依頼できない等が挙げられた。

関連先行調査（厚生労働省 2022a: 210）では、市民後見人に推薦できるケース（本人に暴力性がなく、親族間紛争がない。在宅生活者の場合、福祉サービスの導入が行われていること等。）が限られていることが、市民後見人の受任に繋がらない理由の多くを占めていた。

しかし、本調査において、市民後見人の受任に繋がらない新たな3つの理由を見出すことができた。第一に、養成研修修了後の過渡期のスケジュールの組み方において、研修会の回数が少なく、市民後見人の活動現場を見る機会が少ないことである。X区のように年4回の定期的な研修に加えて、世田谷区のような相談員スキルアップ研修や普及啓発支援員研修といった独自の研修を展開する必要がある。研修会の内容の幅を広げ、開催数を増やすことで、養成研修修了後のモチベーション維持を図ることができる。第二に、市民後見人は生活支援員のように契約関係ではないため、一度受任したらやめられないことが、市民後見人の受任に繋がらない理由の1つとして挙げられた。そして第三に、市民後見人を受任した場合、被後見人の緊急事態に備えてすぐに駆け付けられるためにも、昼間の日中に身動きがとれる必要がある。そのため、必然的に定年退職後に養成研修を受講・市民後見人を受任するケースが多いことが理解できた。

以上のことを踏まえた上で、今後、受任者数を増やしていくためには、Aさんの話からも分かるように、「日常生活自立支援事業の生活支援員をやっていた人が、そのまま同じ利用者の市民後見人になる」という形が理想であると考えられる。本人との信頼関係構築のためにも、長い時間をかけて関わり続けることは、市民後見人および被後見人の相互にとって重要であり、被後見人の意思を最大限に尊重した支援に繋がるのではないだろうか。

インタビュー調査を実施するまでは、受任者数を増やすための方策を第一に考えていたが、その前段階として、生活支援員としての活動を通して「市民後見人を受任してみよう」と思えるような社会福祉協議会の支援体制が必要であることが分かった。一例を挙げると、養成研修修了後の1年間に、生活支援員としての活動と並行して、市民後見人の業務を身近に感じ、理解を深める機会（実際に受任している市民後見人との交流の機会を設ける等）を増やしていくことが重要であると考えられる。

第3章におけるインタビュー調査の結果を踏まえたうえで、続く終章では、本論文全体の考察および結論を述べる。

終章 考察および結論

第1節 要約・考察

本論文では、市民後見人養成研修修了者が受任に繋がらない現状に注目し、文献研究を通して、認知症の人を取り巻く状況と市民後見人における現状および課題を整理した。さらに、市民後見人を受任するまでの中核機関の支援体制および取り組みの実際について、文献研究から把握するだけでなく、社会福祉協議会職員に対するインタビュー調査を通して、今後中核機関に求められる機能・役割のあり方を考察した。各章の要約は、以下の通りである。

第1章では、日本の高齢化率および認知症の人の推移、権利擁護事業について述べた。わが国では現在、高齢者数が3,623万人、高齢化率が29.1%（内閣府 2024）に達し、2025（令和7）年には認知症の人は約700万人（二宮ら 2014）まで増加する。日常生活自立支援事業は、本人と利用援助契約を結ぶため、利用者がいつでも契約を辞めることができるが、生活保護受給者の利用が増えるほど実務費を圧迫してしまうことが課題である。成年後見制度は、利用者数が少なく、制度の運用（報酬金額の設定等）に大きな地域差があることが課題として挙げられている。

第2章では、市民後見人における現状と課題を整理した。日本で市民後見人という概念が登場したのは、2002（平成14）年～2003（平成15）年頃である。後見人等の新たな社会資源（篠本 2015: 79）として期待される市民後見人だが、市民後見人が担当できる案件自体が少ない、活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない、活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい（厚生労働省 2022a: 210）等の理由で、実際に活動している市民後見人は極めて少ない。このような現状がありながらも、市民後見人の養成に積極的に取り組む大阪市、世田谷区、品川区の事例を3つ挙げた。

大阪市における市民後見人は、後見監督人等はずらず単独で受任していること、事務局の相談員による相談・支援体制を月曜日から土曜日まで敷いていることが特徴である。世田谷区における市民後見人は、区民成年後見人同士が様々な情報交換をするツール（えみいサイト）が充実していることが特徴である。品川区では関係団体等との連携・協力体制を敷き、地域のネットワークを活かしたサービス提供をしていることが特徴である。

第3章では、中核機関であるX社協の職員に対するインタビュー調査の結果を踏まえ、市民後見人の受任に繋げるために中核機関に求められる役割について考察した。受任に繋がらない要因として、市民後見人として受任できるケースが限られており、養成研修修了後に養成研修修了者の状況が変わること、市民後見人の活動が平日であること、養成研修修了

者でも市民後見人として不適任な場合があること等が明らかとなった。

市民後見人の受任に繋がらない課題として、①養成研修修了後の過渡期のスケジュールの組み方、②市民後見人は生活支援員のように契約関係ではないため、一度受任すると原則として辞退することができないこと、③市民後見人を受任した場合、被後見人の緊急事態に備えてすぐに駆け付けられるためにも、昼間の日中に身動きがとれる必要があることが挙げられた。

以上、文献研究と実証研究での学びを簡潔にまとめた。続く第 2 節では、本論文を踏まえ、結論および今後の課題を述べる。

第 2 節 結論・今後の課題

本研究の結論として、今後、養成研修修了者を確実に受任へ繋げるためには、今後、中核機関に求められる役割として、①養成研修のあり方を見直し、土曜・休日・夜間等を含めた日程の検討、②研修受講者の生活スタイルを踏まえ、オンライン研修等も含め、柔軟性に富んだ形で研修を実施すること、③養成研修修了から受任までの過渡期における支援として、研修会を充実させることや、後見業務の理解を深めるための業務体験、受任経験者との交流会等の実施をすることである。以上を踏まえ、④日常生活自立支援事業の生活支援員として活動をしていた人が継続的に市民後見人受任へ繋がるように支援体制を整えていくことが、求められると考える。

しかしながら、本研究の限界として、インタビュー対象者が 1 名と限られていたこと、また調査対象が 1 つの法人に留まっていたことから、養成研修修了者が受任に繋がらない要因に関して得られた調査結果を比較検討することができず、代表性が低い結果となった。また、市民後見人を養成する側の立場である社会福祉協議会に焦点を当ててインタビュー調査を行ったため、市民後見人修了者本人に対するインタビュー調査は行っておらず、市民後見人を受任することに対して、本人が抱えるジレンマや葛藤などを、十分に把握することができなかったことは、本調査の限界である。

今後は、市民後見人養成研修を実施している社会福祉協議会への広範な調査が必要であるとともに、市民後見人本人に対するインタビュー調査も実施することで、幅広い視点から、受任に繋がらない要因を明らかにし、その改善策を検討していくことが求められる。

本研究に取り組むまでは、市民後見人に推薦できるケースの基準が厳しく、そもそも件数

が少ないことに注視していたが、文献研究やインタビュー調査を通して、養成研修受講者によって市民後見人に対する意識に温度差があるのではないかと感じた。2025（令和7）年に団塊の世代が後期高齢者となり、さらに2040（令和22）年に高齢者の割合が過去最高を迎える日本において、市民後見人の需要が今後さらに高まるなかで、中核機関の支援体制と養成研修のあり方について、引き続き考え続けていきたい。

謝辞

本調査にご協力いただきましたX社会福祉協議会の職員の皆様、関係者の皆様、連絡・調整などインタビュー調査を行う上で窓口となってくださった担当者様に心より感謝いたします。また、市民後見人養成研修の見学の機会を設けて頂いたことも、重ねて感謝申し上げます。改めて、誠にありがとうございました。

引用文献

- 新井誠, 2006, 「第三者後見人養成の意義」『実践成年後見』18, pp. 4-7.
- 新井誠, 2020, 「第1章 成年後見制度の位置づけ III 成年後見制度概論」, 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座: 1 成年後見制度の位置づけと権利擁護 (第3版)』民事法研究会, pp. 48-58.
- 大阪市, 2019, 「大阪市の特徴」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000437623.html>)
2025. 1. 5 閲覧.
- 大阪市, 2024a, 「大阪市の概要 位置及び地名、面積」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000402930.html>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 大阪市, 2024b, 「年齢別推計人口 令和6年12月1日現在の状況」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000015211.html>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 大阪市, 2024c, 「令和6年度(2024年度)当初予算(令和6年3月27日議決)」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000618752.html>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 大阪市, 2024d, 「区別要介護認定者数 令和6年3月31日現在」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000133/133029/R6.3ninntei.pdf>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 大阪市, 2024e, 「令和5年度大阪市障がい者等基礎調査報告書 第4部 参考資料 1 大阪市における障害者の状況」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000065/65628/091107.pdf>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 大阪市, 2024f, 「令和6年度 市民後見人養成講座オリエンテーション」
(https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/5723/r6oosakashi_1.pdf) 2024. 11. 25 閲覧.
- 大阪市成年後見支援センター, 「市民後見人 大阪市の市民後見活動」(https://osaka-kouken.com/shimin_koukennin.html) 2024. 11. 18 閲覧.
- 大阪市成年後見支援センター, 「市民後見人」
(https://osaka-kouken.com/shimin_koukennin.html) 2025. 1. 6 閲覧.

- 大阪府社会福祉協議会，2022，「市民後見人養成実績およびバンク登録状況」
(https://www.osakafusyakyu.or.jp/koukenshien/wp_koukenshien/wp-content/uploads/2021/05/R04.4.1jisseki.pdf) 2025. 1. 6 閲覧.
- 大貫正男，2006，「市民後見人を考える」『実践成年後見』18，pp. 61-70.
- 小賀野晶一，2022，『地域生活の支援と公私協働の社会システム』勁草書房.
- 小淵由紀夫，2011，「第2章 市民後見人の養成・支援の実際 2 世田谷区における市民後見のしくみ」，池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門：市民後見人養成・支援の手引』民事法研究会，pp. 61-75.
- 柿本誠，2009，『ソーシャルワーカーのための権利擁護と成年後見制度』株式会社みらい.
- 上山泰，2011，「第1章 市民後見とは何か」，池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門：市民後見人養成・支援の手引』民事法研究会，pp. 8-39.
- 上山泰，2020，「第2章 市民後見概論 V 市民後見人の可能性」，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座：1 成年後見制度の位置づけと権利擁護（第3版）』民事法研究会，pp. 205-216.
- 香山芳範，2020，『成年後見制度の社会化に向けたソーシャルワーク実践：判断能力が不十分な人の自立を目指す社会福祉協議会の取り組み』法律文化社.
- 川久保寛，2016，「市民後見人制度の現状と課題：『よこすか市民後見人』制度の分析を通じて」『神奈川県立保健福祉大学誌』13(1)，pp. 15-24.
- 久保木一茂，2011，「第4章 成年後見にかかわるしくみ 3 成年後見にかかわるその他のしくみ」，池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門：市民後見人養成・支援の手引』民事法研究会，pp. 218-225.
- 隈本武，2020，「第2章 市民後見概論 IV 市民後見人と法人後見」，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座：1 成年後見制度の位置づけと権利擁護（第3版）』民事法研究会，pp. 189-204.
- 小池信行，2017，「2章 後見制度および市民後見概論」，飯間敏弘・佐藤智子編『市民後見入門：東京大学市民後見人養成講座テキスト版』誠信書房，pp. 16-34.
- 公益社団法人日本社会福祉士会，2022，『三訂 成年後見実務マニュアル-基礎からわかる Q & A』中央法規出版.
- 厚生労働省，「成年後見制度の現状」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf?campaign=sbi>) 2024. 5. 19 閲覧.

厚生労働省，2011，「市民後見人の育成および活用」

(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/ikusei_katsuyou.pdf) 2025. 1. 4 閲覧.

厚生労働省，2012，「市民後見人養成のための基本カリキュラム」

(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi02.pdf)
2024. 11. 13 閲覧.

厚生労働省，2019，「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要）資料 1」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000599783.pdf>) 2024. 10. 6 閲覧.

厚生労働省，2020，「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業結果概要 参考資料 8」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000797808.pdf>) 2025. 1. 5 閲覧.

厚生労働省，2022a，「成年後見制度利用促進現状調査等一式 報告書 資料編 第 2 部 市民後見人及び法人後見実施団体に対する実態把握調査 I 市民後見人実態把握調査」

p. 190. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001042813.pdf>) 2024. 7. 21 閲覧.

厚生労働省，2022b，「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き：参考事例」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000203780.pdf>)

2025. 1. 6 閲覧.

厚生労働省，2023，「共生社会の実現を推進するための認知症基本法について 資料 4」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001119099.pdf>) 2024. 12. 31 閲覧.

厚生労働省，2024a，「令和 5 年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001243628.pdf>) 2024. 10. 6 閲覧.

厚生労働省，2024b，「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和 6 年 4 月）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf>) 2024. 11. 16 閲覧.

厚生労働省，2024c，「令和 5 年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」 p. 9. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001243629.pdf>) 2025. 1. 5 閲覧.

最高裁判所，2024，「成年後見関係事件の概況：令和 5 年 1 月～12 月」

(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2024/20240315koukengaikyoku-r5.pdf>)
2024. 7. 30 閲覧.

最高裁判所家庭局，2017，「手嶋委員意見（市民後見人・法人後見）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000562759.pdf>) 2024. 10. 23 閲覧.

- 齋藤修一，2009，「市民後見監督人の実際と実務上の留意点」『実践成年後見』30，pp. 57-63.
- 齋藤修一，2011，「第2章 市民後見人の養成・支援の実際 3 品川区における市民後見のしくみ」，池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門：市民後見人養成・支援の手引』民事法研究会，pp. 76-91.
- 坂本勉，2016，「市民後見人に関する養成研修のあり方とその枠組みに関する考察」『福祉教育開発センター紀要』13，pp. 151-160.
- 坂本勉，2024，『高齢者福祉政策論』ミネルヴァ書房.
- 佐藤郁哉，2008，『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 品川区，2019，「品川の地形」
(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-siryu/kuseizyoho-siryu-youkososhinagawa/kuseizyoho-siryu-youkososhinagawa-kuseigaiyou/hpg000000611.html>) 2025. 1. 5 閲覧.
- 品川区，2024a，「令和5年度品川区介護保険制度の運営状況」
(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/contentshozon2024/20240702unneijyoukyou.pdf>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 品川区，2024b，「令和5年度品川区障害福祉計画実績について」
(<https://gikai.city.shinagawa.tokyo.jp/wp-content/themes/shinagawakugikai/pdf/2024.07.02kou02.pdf>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 品川区，2024c，「数字で見る品川」
(<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-siryu/kuseizyoho-siryu-toukei/hpg000014929.html>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 品川区，2024d，「年齢別人口報告表」
(<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.shinagawa.tokyo.jp%2Fcontentshozon2024%2F202411b.xls&wdOrigin=BROWSELINK>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 品川区社会福祉協議会，「任意後見制度＜あんしんの3点セット＞」
(<https://shinashakyo.jp/koken/service/anshin3.html>) 2025. 1. 4 閲覧.
- 品川区社会福祉協議会，「品川成年後見センター」
(<https://shinashakyo.jp/koken/index.html>) 2025. 1. 6 閲覧.
- 篠本耕二，2015，「市民後見人の役割と課題 市民後見人は成年後見制度・事務の救世主と

- なりえるのか』『東洋大学／福祉社会開発研究』7, pp. 79-88.
- 渋谷篤男, 2012, 「社協からみた市民後見人の養成・支援における課題と考え方」『実践成年後見』42, pp. 57-62.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部, 2020, 「第1章 成年後見制度の位置づけ XI 権利擁護に係る組織 10 社会福祉協議会」, 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座: 1 成年後見制度の位置づけと権利擁護 (第3版)』民事法研究会, pp. 144-146.
- 社会福祉法令研究会, 2001, 『社会福祉法の解説』中央法規.
- 菅富美枝, 2006, 『法と支援型社会: 他者指向的な自由主義へ』エムユービジネスサポート.
- 世田谷区, 2016, 「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針 第3章 世田谷区の現状 1. 自然的特性 (1) 地形・地質」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/675/3.pdf>) 2025. 1. 5 閲覧.
- 世田谷区, 2022, 「世田谷区における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業への対応及び精神障害者施策の充実」」(<https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/archive/share202107/c212.pdf#:~:text=%E7%B7%8F%E4%BA%BA%E5%8F%A3921%2C556%20%E4%BA%BA%28%E4%BB%A4%E5%92%8C2%E5%B9%B44%20%E6%9C%881%E6%97%A5%29%E4%B8%96%E5%B8%AF%E6%95%B0857%2C252%E4%B8%96%E5%B8%AF%E9%9D%A2%E7%A9%8D58.08km2%E2%80%BB%20%E3%81%86%E3%81%A1%E5%A4%96%E5%9B%BD23%2C062>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 世田谷区, 2023a, 「世田谷区の街づくりの概要 街づくりの基礎知識 1. 世田谷区の概況」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02008/3916.html#p2>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 世田谷区, 2023b, 「世田谷区統計書 令和5年版(2023年)社会福祉 第7表 愛の手帳所持者数」(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.setagaya.lg.jp%2Fdocuments%2F10956%2Fd0070_1.xls&wdOrigin=BROWSELINK) 2024. 11. 18 閲覧.
- 世田谷区, 2024a, 「令和6年度(2024年度)当初予算概要 令和6年度当初予算のポイント」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/6187/6yosangaiyou.pdf>) 2024. 11. 18 閲覧.
- 世田谷区, 2024b, 「介護保険事業状況報告(令和6年7月分)」(https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2271/r6_ninteisya.pdf)

2024. 11. 18 閲覧.

世田谷区, 2024c, 「世田谷区の高齢者人口 (外国人も含む)」

(<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.setagaya.lg.jp%2Fdocuments%2F5195%2Fr610oldage.xls&wdOrigin=BROWSELINK>)

2024. 11. 18 閲覧.

世田谷区社会福祉協議会, 「区民成年後見支援員専用えみいサイト」

(https://emy.setagayashakyo.or.jp/info?ccm_paging_p_b4276=2) 2025. 1. 6 閲覧.

世田谷区社会福祉協議会, 「成年後見センター」

(<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/seinen-koken#02-3>) 2025. 1. 6 閲覧.

全国社会福祉協議会, 2008, 『日常生活自立支援事業生活支援員の手引き』全国社会福祉協議会.

全国社会福祉協議会地域福祉部 全国ボランティア・市民活動振興センター, 2023, 「日常生活自立支援事業実施状況調査」

(https://www.zcwvc.net/member/research/res_advocacy/) 2024. 11. 12 閲覧.

田邊仁重, 2008, 「市民成年後見人選任の現場から: 世田谷区区民成年後見人の活動について」『実践成年後見』24, pp. 78-80.

田邊仁重, 2013, 「世田谷区社会福祉協議会成年後見センターにおける市民成年後見人支援の実際」『実践成年後見』47, pp. 40-46.

特定非営利活動法人東京市民後見サポートセンター, 「プロフィール: 活動実績」

(<https://pc.tamemap.net/1310901/activities/13109010115>) 2024. 11. 25 閲覧.

内閣官房, 2024, 「認知症施策推進基本計画の概要」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001344088.pdf>) 2024. 12. 26 閲覧.

内閣府, 2024a, 「令和6年版高齢社会白書 第1章 第1節 高齢化の状況 1 高齢化の現状と将来像」

(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w2024/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf)

2024. 11. 16 閲覧.

内閣府, 2024b, 「令和6年版高齢社会白書 第1章 第1節 高齢化の状況 2 高齢化の国際的動向」

(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s1s_02.pdf)

2025. 1. 4 閲覧.

- 永田祐, 2017, 「第2部 成年後見制度と日常生活自立支援事業 VI 日常生活自立支援事業 1 日常生活自立支援事業の概要」, 堀善昭・生田一郎・松宮良典編著『よくわかる権利擁護と成年後見制度』ミネルヴァ書房, pp. 138-141.
- 永田祐, 2017, 「第3部 権利擁護に係るアクターと活動の実際 VIII 権利擁護に係る組織・団体の役割・活動 9 市民後見人の役割」, 堀善昭・生田一郎・松宮良典編著『よくわかる権利擁護と成年後見制度』ミネルヴァ書房, pp. 178-181.
- 永野叙子・小澤温, 2019, 「市民後見人の育成・支援の現状と課題:Z 県成年後見実施機関に対する訪問面接調査を踏まえて」『リハビリテーション連携科学』20(1), pp. 63-68.
- 永野叙子・小澤温, 2021, 「市民後見人の後見活動の実際と課題:質問紙調査の自由記述の質的分析」『社会福祉学』62(1), pp. 52-68.
- 二宮利治・清原裕・小原知之・米本孝二, 2014, 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究 総括研究報告書」
(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/23685>) 2024. 11. 28 閲覧.
- 日本神経学会, 2017, 「認知症疾患診療ガイドライン 第1章 認知症の定義、概要、経過、疫学」(https://www.neurology-jp.org/guidelinem/degl/sinkei_degl_2010_02.pdf)
2024. 11. 16 閲覧.
- 日本成年後見法学会, 2007, 「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」『平成18年度報告書』(<https://jaga.gr.jp/wp-content/uploads/H18kenken.pdf>) 2024. 11. 16 閲覧.
- 日本成年後見法学会, 2010, 「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会」『平成21年度報告書』
(<https://jaga.gr.jp/wp-content/uploads/H21shienkibann.pdf>) 2024. 11. 16 閲覧.
- 野田博也, 2022, 「日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の展開とその特質」『人間発達学研究』13, pp. 47-59. (GH13_05noda.pdf)
- 藤原一男, 2011a, 「大阪市における市民後見人養成とその活動支援の状況」『実践成年後見』32, pp. 49-59.
- 藤原一男, 2011b, 「第2章 市民後見人の養成・支援の実際 1 大阪市における市民後見のしくみ」, 池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門:市民後見人養成・支援の手引』民事法研究会, pp. 42-61.
- 法令リード, 2020, 「介護保険法 第5条の2」(<https://hourei.net/law/409AC0000000123>)

2024. 12. 5 閲覧.

松原一郎, 2001, 「成年後見から権利擁護へ」『関西大学法学研究所』12, pp. 170-172.

宮崎進一, 2017, 「14 章 市民後見法人の現状と課題」, 飯間敏弘・佐藤智子編『市民後見入門: 東京大学市民後見人養成講座テキスト版』誠信書房, pp. 189-197.

山口光治, 2010, 『新 社会福祉士養成課程対応 権利擁護と成年後見制度』株式会社みらい.

参考文献

赤沼康弘, 2012, 『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規出版.

赤沼康弘・土肥尚子, 2016, 『事例解説成年後見の実務』青林書院.

赤沼康弘・鬼丸かおる, 2022, 『成年後見の法律相談』学陽書房.

新井誠, 2021, 『成年後見制度の生成と展開』有斐閣.

飯田泰士, 2012, 『成年被後見人の選挙権・被選挙権の制限と権利擁護: 精神・知的障害者、認知症の人の政治参加の機会を取り戻すために』明石書店.

伊東美緒・菅亜希子・島田千穂・児玉寛子, 2022, 「地域で生活する認知症高齢者が混乱する環境要因と対応」『認知症ケア研究誌』6(0), pp. 1-12.

岩崎香, 2024, 『図解でわかる意思決定支援と成年後見制度』中央法規出版.

岩崎香・田村綾子, 2018, 『よくわかる成年後見制度活用ブック: 精神障害や認知症などのある人の意思決定支援のために』中央法規出版.

岩間伸之・井上計雄・梶田美穂・田村満子, 2012, 『市民後見人の理念と実際: 市民と専門職と行政のコラボレーション』中央法規出版.

大澤美穂子, 2017, 『事例に学ぶ成年後見入門: 権利擁護の思考と実務』民事法研究会.

岡崎賢, 2021, 『無縁社会⇄(にもなる) 超高齢社会の闇と成年後見』東京図書出版.

小賀野晶一・東京社会福祉士会, 2016, 『社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック』民事法研究会.

厚生労働省, 「市民後見人の選任の拡充に向けた取組～リレー事案の例～」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000797796.pdf>) 2024. 7. 21 閲覧.

厚生労働省, 「成年後見はやわかり」(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>) 2024. 5. 19 閲覧.

厚生労働省, 「育てよう、地域の力を！」

(https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/seinen2022_sashi_katudou_1228.pdf) 2024. 8. 4 閲覧.

厚生労働省, 「47 都道府県 中核機関のその手があったか! 取組事例集」

(<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/case-study/cs-all.pdf>) 2024. 5. 20 閲覧.

厚生労働省, 2020, 「中核機関における適切な後見人候補者の推薦及び後見人支援の取組状況、助成制度の取組状況」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000568759.pdf>) 2024. 10. 8 閲覧.

厚生労働省, 2022, 「令和 3 年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果 (概要)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001029500.pdf>) 2024. 10. 6 閲覧.

厚生労働省, 2023, 「令和 4 年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果 (概要版)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001129619.pdf>) 2024. 10. 6 閲覧.

櫻井幸男, 2022, 「高齢者の財産管理に関する公益法人の活用試論～高齢社会の課題への対応プラン～」『公益財団法人公益事業支援協会懸賞論文』 pp. 1-43.

([A_Trial_Theory_on_the_Use_of_Public_Interest_Corporations_regarding_Property_Management_for_the_Elderly.pdf](#))

清水敏晶・成年後見センター・リーガルサポート, 2017, 『ガイドブック成年後見制度: そのしくみと利用法』法学書院.

社会福祉士養成講座編集委員会, 『権利擁護と成年後見制度』中央法規出版.

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとネット, 「市民後見人のこと」(<http://yaosyakyo.org/kenri/citizen/index.html>) 2024. 8. 4 閲覧.

成年後見センター・リーガルサポート, 2015, 『これからの後見人の行動指針: よりよい後見事務の道しるべ』日本加除出版.

成年後見センター・リーガルサポート, 2020, 『市民後見人養成講座: 2 市民後見人の基礎知識 (第 3 版)』民事法研究会.

成年後見センター・リーガルサポート, 2020, 『市民後見人養成講座: 3 市民後見人の実務 (第 3 版)』民事法研究会.

世田谷区, 2024, 「第 9 期世田谷区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画 (令和 6 年度～令和 8 年度)」

(https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/10805/honpen_9kikeikaku.pdf)

2024. 11. 25 閲覧.

銭偉栄, 2014, 「日本における市民後見人の登場とその現状について」『学習院大学国際研究
教育機構研究年報』1, pp. 98-114. (kenkyunenpo_1_98_114.pdf)

全国権利擁護支援ネットワーク, 2015, 『権利擁護支援と法人後見: 養成のために必要な知
識を網羅した研修テキスト』ミネルヴァ書房.

全国社会福祉協議会, 2000, 『よくわかる地域福祉権利擁護事業』全国社会福祉協議会.

全国社会福祉協議会, 2019, 『意思決定支援実践ハンドブック: 「意思決定支援のためのツー
ル」活用と「本人情報シート」作成』民事法研究会.

長尾奈美・藤村一美, 2024, 「認知症の人の日常生活における保健医療福祉職による意思決
定支援のスクーピングレビュー」『四国公衆衛生学会雑誌』69(1), pp. 129-137.

日経メディカル, 2011, 「『認知症患者』という呼称」

(<https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/all/blog/irohira/201111/522604.html>)

2024. 12. 31 閲覧.

日本社会福祉協議会, 2019, 『権利擁護と成年後見実践: 社会福祉士のための成年後見入門』
民事法研究会.

日本社会福祉士会, 2022, 『成年後見実務マニュアル: 基礎からわかる Q&A』中央法規出版.

野崎和義, 2019, 『ソーシャルワーカーのための成年後見入門: 制度の仕組みが起訴からわ
かる』ミネルヴァ書房.

萩沢友一, 2016, 「日常生活自立支援事業の課題と展望-国民の権利保障の観点から」『人間
社会環境研究』32, pp. 37-52.

藤原一男, 2008, 「大阪市成年後見支援センターの市民後見人選任と活動支援の取組み」『実
践成年後見』24, pp. 71-77.

松下啓子, 2018, 「自治体による市民後見人養成の現状と問題点」『厚生指標』65 (12),
pp. 36-43.

松下啓子・黒田研二, 2020, 「市民後見人の概念を構成する要素と要件: 先行研究のレビュ
ーから」『人間健康学研究』13, pp. 56-68.

横尾恵美子, 2016, 「成年後見制度が地域包括ケアシステムの一翼を担うための課題と展望
: H市における地域包括支援センターの調査を基に」『聖隷クリストファー大学社会福
祉学部紀要』14, pp. 1-10.

別紙：調査依頼文書

令和6年10月30日

社会福祉法人 X 社会福祉協議会

〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

明治学院大学 社会学部 社会福祉学科

研究実施者 加藤 詩

担当教員 藤井 佳子

卒業論文への調査協力について(依頼)

拝啓

秋冷の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は、本学の研究・教育活動にご理解ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、別紙にも示します通り、本学社会学部・社会福祉学科4年生の加藤詩につきまして、現在、本学教員藤井佳子の指導のもと、「市民後見人の活躍の場に関する考察：市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために」をテーマに卒業研究論文に取り組んでおります。

つきましては、貴法人成年後見センターご所属の〇〇〇〇様に、「市民後見人養成研修の実状と受任に繋げるまでの課題」に関してインタビュー調査にご協力頂きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

〈連絡先〉

明治学院大学 社会学部 社会福祉学科

4年生 加藤詩

担当教員 藤井佳子

別紙：同意書

同意書

研究論文名： 市民後見人の活躍の場に関する考察

～市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために～

私は、別紙の研究計画書をもとに研究実施者から以下の説明を受け、理解しましたので調査に回答者として参加することに同意します。

説明事項

- 1. インタビュー回答者のプライバシーについては、十分配慮いたします。
- 2. インタビューにより得られたデータにつきましては、厳重に保存いたします。
- 3. 本研究に参加することに同意いただいた後でも、いつでも撤回が可能です。
- 4. このインタビューにより得られた情報は、回答者が特定されないかたちで記載いたします。
- 5. このインタビューは、研究以外の目的で使用しません。

令和 年 月 日

研究協力者署名： _____

明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 4年

研究実施者署名： _____

別紙：研究計画書

2024年10月30日

研究計画書

明治学院大学 社会学部 社会福祉学科
研究実施者 加藤 詩
担当教員 藤井 佳子

1. 卒業論文タイトル

主題：市民後見人の活躍の場に関する考察

副題：市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために

2. 研究の背景

〈成年後見制度および市民後見人の動向〉

成年後見制度の利用者数は、2019（令和元）年から2023（令和5）年の5年間、増加傾向にあり、合計で249,484人である。開始原因は、認知症が最も多く全体の約62.6%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.8%の順となっている（最高裁判所 2024：7,13）。

このような状況のなか、近年においては、資格を持つ成年後見人に加えて、同じ地域に暮らす住民として寄り添い型の支援を行う市民後見人が登場してきた。市民後見人には明確な定義はないが、「自治体、NPO法人等が研修等を通じて養成した一般市民による成年後見人等（新井 2006：6）」、「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者（日本成年法学会 2007：11）」などと定義されている。

成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された2017（平成29）年における市民後見人養成者数（累計）は、14,140人であり、このうち受任者数は1,379人、受任率としては9.8%となっている（最高裁判所家庭局 2017：1）。その後、6年経った2023（令和5）年の養成者数（累計）は、23,323人となっており、受任者数は1,904人、受任率8.2%となっている（厚生労働省 2024：15）。

受任数が増えない理由として、厚生労働省が2021（令和3）年に行った「市民後見人実態把握調査」によると、市民後見人が担当できる案件自体が少ない、市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）である点が挙げられている（厚生労働省 2022: 190）。また、現状では、市民後見人の後見業務を支援する社会福祉協議会等の中核機関も少ないことや、市民後見人として一個人で後見業務を担っていくことへの不安から研修修了者が受任に対して消極的になる場合がある。さらに、家庭裁判所や本人の親族等からの社会的信頼度が低いこともあって、一個人が市民後見人として後見活動をすることは困難な状況となっていること等が指摘されている（宮崎 2017: 189）。最近では、市民後見人養成研修や、法人後見支援員養成研修の受講者が年々減少するだけでなく、受講希望者がいない地域もあり（隈本 2020: 203）、市民後見人養成から受任に至るプロセスには、多くの課題があることが明らかとなっている。

〈動機・きっかけ〉

2年次に地域包括支援センターにおいてソーシャルワーク実習を行った際、多職種が集まる事例検討会議に参加した。専門職から見れば、明らかに成年後見人を付けたほうが良いと思われるAさんの事例に出会った。ご本人は成年後見制度（特に財産管理）に対して抵抗感を抱いており、導入が進まない状況で半年もの時間が経過し、埒が明かない状態だった。

会議では、「専門職の成年後見人」を付けることが前提に話が進んだ。なぜ専門職の成年後見人に限定されているのか疑問に思った。2年次の実習先の地域には、昔から続く地縁が残っており、居住者の入れ替わりも少ないため、市民後見人の活用の余地もあるのではないかと感じた。実習先の自治体では、市民後見人の養成には取り組んでいるものの、実際に市民後見人を受任している人はほとんどいなかった。そこで、市民後見人養成研修修了者がどのように受任へ繋がるのかについて、卒業研究を通して考察してみたいと考えた。

3. 研究目的

- ①文献研究を通して、認知症の人を取り巻く状況と、成年後見制度における市民後見人の現状と課題を整理する。
- ②実証研究を通して、市民後見人養成研修修了者が、市民後見人を受任するまでの中核機関の支援体制および取り組みの実際について把握する。
- ③研究全体を通して、市民後見人養成研修修了者が受任に繋がらない現状を考察し、今後中

核機関に求められる機能・役割のあり方を考察する。

4. 研究方法

(1) 文献研究

(2) 実証研究：中核機関である社会福祉協議会に対するインタビュー調査

① 調査目的

- ・ 市民後見人養成研修受講者、修了者および市民後見人の受任状況を把握する。
- ・ 市民後見人養成研修修了者を受任に繋げるために、中核機関である社会福祉協議会が行う取り組みの現状と課題を把握する。

② 対象者：X 社会福祉協議会 市民後見人養成担当職員 1 名

③ データ収集方法：インタビュー調査（半構造化インタビュー）

〈質問の内容〉（永野叙子・小澤温 2019：63-68 参考）

1. 養成研修を受講・登録後の受任状況
2. 養成研修から受任に至るプロセスにおける課題
3. 上記の状況について中核機関（社会福祉協議会）としてどのように考えているか
4. 受任希望者への対応
5. 受任者数を増やしていくためにどのような取り組みをしているか
6. 受任者数を増やしていくために今後どのような取り組みが必要と考えるか

④ 分析方法

- ・ 定性的コーディングによるマトリックス分析（佐藤：2008）

⑤ 倫理的配慮

プライバシーおよび人権擁護の配慮として、匿名での調査を行うとともに、インタビュー調査の音声録音データは厳重に管理します。個人が特定されないよう配慮し、本論文内では、「B さん/X 社会福祉協議会」といった形で記載いたします。

収集したデータと分析結果については、学内における卒業研究、学会報告等で発表しますが、調査対象者の不利益にならないよう努めます。また、データ等は 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで保存し、その後破棄いたします。

この研究に参加しないことで不利益を受けることは一切ございません。また、同意していただいた場合でも、いつでも同意を撤回することができます。何かご不明な点や質問がございましたら、連絡先までご連絡ください。研究実施者が回答いたします。

5. 卒業論文における章構成

序 章 研究の背景および目的

第1節 研究の背景

第2節 研究の目的

第3節 研究の方法

第1章 認知症の人を取り巻く状況と権利擁護における課題

第1節 高齢化の進展と認知症の人の増加

第2節 認知症の人に対する権利擁護の仕組みと課題

第2章 成年後見制度における市民後見人の位置づけ

第1節 市民後見人が登場した背景、経緯

第2節 市民後見人養成研修の概要

第3節 市民後見人を取り巻く現状と課題

第4節 市民後見人における先駆的な事例

第5節 市民後見人の受任に繋がらない要因

第3章 中核機関であるX社会福祉協議会職員に対するインタビュー調査

第1節 インタビュー調査の概要

第2節 インタビュー調査の結果

第3節 考察

終 章 考察および結論

第1節 要約・考察

第2節 結論・今後の課題

6. 主な引用文献

- 新井誠，2006，「第三者後見人養成の意義」『実践成年後見』18，民事法研究会，p. 6.
- 隈本武，2020，「第2章 IV 7 (1)人材育成・人材確保」，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座：1 成年後見制度の位置づけと権利擁護（第3版）』民事法研究会，p. 203.
- 厚生労働省，2019，「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要）資料1」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000599783.pdf>）2024. 10. 6 閲覧.
- 厚生労働省，2022，「成年後見制度利用促進現状調査等一式 報告書 資料編 第2部 市民後見人及び法人後見実施団体に対する実態把握調査 I 市民後見人実態把握調査」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001042813.pdf>）2024. 7. 21 閲覧.
- 厚生労働省，2024，「令和5年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001243628.pdf>）2024. 10. 6 閲覧.
- 厚生労働省，2024，「成年後見制度の現状」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf?campaign=sbi>）2024. 5. 19 閲覧.
- 最高裁判所，2024，「成年後見関係事件の概況：令和5年1月～12月」（<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2024/20240315koukengaikyoku-r5.pdf>）2024. 7. 30 閲覧.
- 最高裁判所家庭局，2017，「手嶋委員意見（市民後見人・法人後見）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000562759.pdf>）2024. 10. 23 閲覧.
- 永野叙子・小澤温，2019，「市民後見人の育成・支援の現状と課題：Z県成年後見実施機関に対する訪問面接調査を踏まえて」『リハビリテーション連携科学』20(1)，pp. 63-68.
- 日本成年後見法学会，2007，「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成18年度報告書）」日本成年後見法学会，p. 11.
- 宮崎進一，2017，「第14章 市民後見人の現状と課題」，池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門：東京大学市民後見人養成講座テキスト版』誠信書房，p. 189.